

林野庁令和3年度当初予算事業
林業成長産業化総合対策補助金等
木材産業・木造建築活性化対策のうち
都市の木造化促進総合対策事業

都市における木材需要の拡大事業報告書

令和5年3月

一般社団法人全国木材組合連合会

報告書目次

第1章	事業の目的と概要	2
1.1	事業の目的	2
1.2	事業の概要	2
第2章	実施内容	3
2.1	委員会	
	2.1.1 構成メンバー	3
	2.1.2 開催内容	3
2.2	都市木利用拡大宣言事業	7
	2.2.1 目的	7
	2.2.2 事業内容	7
	2.2.3 事業の成果	8
2.3	都市における木材需要拡大事業	13
	2.3.1 目的	13
	2.3.2 事業内容	13
	2.3.3 事業の成果	21
	<参考1> 様式	47
	<参考2> 現地調査報告書の写真 等（抜粋）	54

第1章 事業の目的と概要

1.1 事業の目的

我が国の森林が人工林を主体に利用期を迎えている中、この豊富な森林資源を活かして木材需要の拡大及びそれによる林業・木材産業の成長産業化を図っていくことが重要であり、これに向けて、これまで木材利用が低位であった都市部や非住宅分野において木材利用を高めるための取組を進めていくことが必要となっている。

このため、本事業では、木質耐火部材等を利用した耐火・準耐火建築物等の建築、表示された品質や性能に基づく構造計算に対応可能な木材製品の利用、内装への木材製品の活用、木製サッシの導入等により都市部を中心とした木材需要の拡大を図るため、木質耐火部材等を使用した実証的な取組を支援することとした。

1.2 事業の概要

都市部での木材需要の拡大を目的に以下の項目を実施した。

(1) 委員会の設置

事業の実施方針の策定のため、学識経験者で構成される委員会の設置

(2) 都市木利用拡大宣言事業

工務店等木材の実需者や発注者における、これまで木材利用が低位であった都市部や非住宅分野において木材利用の推進の機運を高めるため、「都市木利用拡大宣言」を行う木材産業や建築業等の事業者の拡大を図る。また、宣言を行った事業者を登録・公表し、見える化を図る。

(3) 都市木材需要拡大事業

都市部での木材需要の拡大に向けた木質耐火部材等、JAS 構造材、内装の木質化、木製サッシの利用実証の取組を支援する。

第2章 実施内容

2.1 委員会

事業実施に当たって、事業内容の諮問機関として、学識経験者等から構成される委員会を設置した。

2.1.1 構成メンバー

(1) 令和3年度

委員長

林 知行	秋田県立大学	名誉教授
------	--------	------

委員

稲山 正弘	東京大学 大学院農学生命科学研究科	教授
立花 敏	筑波大学 生命環境系森林資源経済学研究室	准教授
黒田 尚宏	公益社団法人 日本木材加工技術協会	参与
河合 誠	一般社団法人 日本CLT協会	顧問
山田 誠	一般社団法人 建築性能基準推進協会	研究員

(2) 令和4年度

委員長

林 知行	秋田県立大学	名誉教授
------	--------	------

委員

稲山 正弘	東京大学 大学院農学生命科学研究科	教授
青木 謙治	東京大学 大学院農学生命科学研究科	准教授
(青木委員は稲山委員の後任として第2回委員会から参画)		
立花 敏	筑波大学 生命環境系森林資源経済学研究室	准教授
黒田 尚宏	公益社団法人 日本木材加工技術協会	参与
河合 誠	一般社団法人 日本CLT協会	顧問
山田 誠	一般社団法人 建築性能基準推進協会	研究員

2.1.2 開催内容

(1) 令和3年度

○第1回委員会

日時 令和3年8月27日

場所 WEB会議

出席者 林委員長、稲山委員、立花委員、黒田委員、河合委員、山田委員

内容 事業状況の報告

事務局より、採択状況の報告を行った。各委員からの主な意見、質疑は以下のとおり。

- ・ JAS 構造材から「接着重ね材」と「接着合わせ材」が排除されている理由は、
→ JAS 格付けされた「接着重ね材」と「接着合わせ材」は、生産・流通されていないことから、現状では補助事業の対象に指定する必要性は薄いと考え
る。
- ・ 申請書書類のダウンロード対応など電子化を進めてもらいたい。
→ 現時点でダウンロードできるようにしているが、書類のやりとり等でも電子化を進めていく考え。
- ・ 6号-2のアンケートは、政策立案上貴重なデータなので、提出を義務付けてほしい。
→ 実証事業の目的であり、助成の必須要件にしている。

○第2回委員会

※ () は欠席者

日時 令和4年3月11日

場所 WEB 会議

出席者 林委員長、稲山委員、(立花委員)、黒田委員、河合委員、山田委員

内容 事業見込みの報告及び次年度事業の予定について

事務局より採択状況の説明、個別実証事業の申請、採択、助成予定額について、建築物の用途別、地域別での状況、特筆すべき申請案件及び令和4年度予算事業について説明を行った。

(2) 令和4年度

○第1回委員会

日時 令和4年5月22日～25日

場所 メールによる書面開催

出席者 林委員長、稲山委員、立花委員、黒田委員、河合委員、山田委員

次第

- 1 令和4年度企画運営委員会について
 - (1) 令和4年度企画運営委員会委員について
 - (2) 委員長の選任について
 - (3) 企画運営委員会開催要領の変更について
- 2 令和4年度予備費等事業について

- (1) 令和4年度予備費事業について
 - ・国産材転換支援緊急対策事業のうち建築用木材の転換促進支援事業
- (2) 令和3年度補正予算事業について
 - ・JAS 構造材実証・転換実証支援事業のうち転換実証支援事業
- 3 事業採択の方法について
- 4 その他

内容

令和4年度企画運営委員会について

事務局より、メールにより

- ・委員について木質構造の稲山正弘委員（東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授）が退任となり1名空席となっていること、
- ・委員長として林 知行氏（秋田県理科大学名誉教授）を考えていること、
- ・企画運営委員会開催要領について、目的として（一社）全国木材組合連合会が実施する「JAS 構造材実証・転換実証支援事業」ほか、「都市における木材需要の拡大」、「建築用木材の転換促進永遠」の助成事業の運営と進捗管理について必要な助言を行うもの、委員の任期は令和5年3月末までとするとの変更を考えていること

をそれぞれ説明し、委員より了解を得た。

事業採択の方法について

事務局より、メールにより、助成対象の要件、助成額の算定、助成額の上限等の事業採択の概要について説明し、委員より了解を得た。

○第2回委員会

※（ ）は欠席者

日時 令和4年9月9日

場所 WEB 会議

出席者 林委員長、青木委員、（立花委員）、黒田委員、（河合委員）、山田委員

次第

- 1 令和4年度都市における木材需要の拡大事業について
 - (1) 事業の概要
 - (2) 「都市における木材需要の拡大事業」（R4当初、R3繰越）及び「JAS 構造材実証支援事業等（R3補正）」の事業概要比較
 - (3) 令和4年度都市における木材需要の拡大事業交付規程（案）
- 2 令和4年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施状況について

3 その他

内容

令和4年度都市における木材需要の拡大事業について

事務局より、令和4年度都市における木材需要の拡大事業について、事業の概要、JAS 構造材実証支援事業等との比較、交付規程(案)を説明。

委員より、助成対象となっている構造用パネルは国産品ではないこと、内装材、木製サッシについては助成要件として JAS 材等ではないことについて質問があり、事務局より助成対象として必ずしも国産材限定、JAS 材認定の要件とはしていないことを説明。交付規程等の作成の詳細等は事務局に一任することで了解。

○第3回委員会

※ () は欠席者

日時 令和5年3月24日

場所 WEB 会議

出席者 林委員長、青木委員、(立花委員)、黒田委員、河合委員、山田委員

次第

- 1 令和4年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施状況について
- 2 令和5年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施予定について
- 3 その他

内容

令和4年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施状況について

事務局より、令和4年度 JAS 構造材実証支援事業、都市における木材需要の拡大事業等の事業申請期間、応募件数、審査結果等について説明。

委員より、事業の取下げ、不採択が生じた理由、事業により応募件数に差があることについて質問があり、事務局より交付申請期限までに事業が終了しないことなどによる事業実施取下げ、書類不備等による不採択、初めての事業により申請者への浸透が足りない部分があり、PR・普及啓発を行っているが丁寧な説明に努めることが必要等を説明。

令和5年度 JAS 構造材実証支援事業等の実施予定について

事務局より、令和5年度 JAS 構造材実証支援事業、建築用木材の転換促進支援事業、都市における木材需要の拡大事業等の公募予定、事業概要、予算額等について説明。

2. 2 都市木利用拡大宣言事業

2.2.1 目的

工務店等木材の実需者や発注者における、これまで木材利用が低位であった都市部や非住宅分野において木材利用の推進の機運を高めるため、「都市木利用拡大宣言」を行う木材産業や建築業等の事業者を拡大すると共に、宣言を行った事業者を登録・公表し、見える化を図ることを目的とする。

2.2.2 事業内容

都市木利用拡大宣言事業は、木材の利活用に積極的な施主、設計者、施工者、木材関係事業者等の木造建築物の施工関係者を対象として、都市部や非住宅分野における木材の活用拡大を目的とした宣言および目標を立てていただき、それを当連合会が設置するホームページで公開することにより、各事業者間の需給マッチングを支援するものである。登録事業者に登録申請する場合には、下記の申請書等を提出するものとした。

- ① 「都市木利用拡大宣言登録申請書及び付表」（参考1の図2.2.2-1～図2.2.2-3）
- ② 誓約書（参考1の図2.2.2-4）
- ③ 提出者の概要が判る書類（株主総会資料、会社概要等）

申請書等の提出期間は、令和3年度においては2021年9月から2022年3月18日まで、令和4年度においては2022年7月27日から2023年3月17日までを募集期間とした。

参考1の図2.2.2-1に示すとおり活用宣言は都市部等において木造建築の普及、内装の木質化、木材製品の利用拡大等を今後どのようにしていくか等について宣言し、具体的な目標は宣言内容を具体的にどのように実現していくかを3年後の目標を記入していただくこととしている。

事務局は、これらの内容を確認し、宣言事業者として適当だと判断した申請者を登録し、その内容について都市における木材需要の拡大事業のホームページで公開を行った。

登録後は、参考1の図2.2.2-5の宣言様式3号を作成していただき、自社のホームページに掲載、もしくは印刷して事務所に掲示していただくことにしている。

また、申請書類作成作業を円滑に進めていただくため、参考1の図2.2.2-6～2.2.2-9のとおり記入例を作成し、ホームページで公開を行った。

2.2.3 事業の成果

令和5年3月18日時点で令和4年度までの登録者数は48社となった。

表 2.2.3-1 令和4年度までの宣言登録者一覧

宣言事業者No.	事業者名	宣言	目標	業種
C0001	有限会社和建築設計事務所	都市建築物に木材をもっと自由に使える社会を目指します！	令和6年9月までに無垢木材による木造準耐火建築物の設計を3棟設計します	設計者
C0002	株式会社東野材木店	木の子カラで人々を幸せに。	令和6年9月までに年間5棟以上の内装木質化に取り組みます	流通業・設計者・施工者・その他（木部メンテナンス/木部リバイバル）
C0003	株式会社星野建築事務所	都市に木構造によるデザイン性のある耐震耐火建築物を提供します	令和6年10月までにJAS製品の年間使用量を20%アップします	設計者・施工者
C0004	情熱工務店	木のぬくもりを感じるお家づくりを通して、無垢材をつかった身体にも安心なお家づくりを実現します	令和6年9月までに年間3棟以上の内装木質化に取り組みます	設計者・施工者
C0005	ナイスユニテック株式会社	全物件JAS構造材採用と耐火・準耐火の木造建築を提案し、普及促進に努めます！	令和6年9月までにJAS構造材年間使用量の20%UPと耐火木造建築年3棟、準耐火木造建築年15棟施工目標といたします	流通業・施工者
C0006	株式会社押田製材所	木の香りに包まれた快適空間を創造します！	令和6年12月までに内装材の生産量、供給量を30%アップします！	製材業・流通業
C0007	株式会社PRIMA COMMUNITY	関東圏の都市部においてJAS構造材を使用した耐火・準耐火の共同住宅を建設します	令和6年9月までにJAS構造材を使用した耐火・準耐火の共同住宅100戸建築に向けて努力します	施工者
C0008	株式会社セットアップ	木に包まれた快適空間の創造	令和6年9月までに年間5棟以上の内装木質化に取り組みます	施工者

C0009	株式会社今井建築	JAS 構造材で都市の木造化推進！！	令和 6 年 9 月までに JAS 構造材の年間使用量を 30%アップします	施工者
C0010	株式会社シェルター	木造都市づくりの推進	令和 7 年 1 月までに木質耐火部材「COOL WOOD」や曲線・曲面・ひねり部材「FREE WOOD」の木造技術を提供しながら、全国の関連事業者様と連携して都市部に木造の高層ビルや大規模施設を年間 100 棟建築し、「木造都市づくり」を推進します	プレカット業・設計者・施工者・その他 (木質構造部材の研究・設計・製造・販売、木造建築の設計(デザイン、構造設計・計算)・施工など)
C0011	山本産業株式会社	家づくりは製材から施工まで一貫してお任せください	令和 6 年 10 月までに JAS 製品の供給を 15%アップにチャレンジします	製材業・施工者
C0012	橋詰工業株式会社	JAS 構造材で安全安心な建物を推進します	令和 6 年 9 月までに JAS 構造材の年間使用量を 30%アップします	施工者
C0013	株式会社フェイス トホーム	JAS 構造材で都市の木造化推進！	令和 5 年 9 月までに JAS 構造材の年間使用量を 30%UP します！	施工者
C0014	松原産業株式会社	木空間と暮らしの心地よさを実現します	令和 6 年 9 月までに内装材(床材・壁材)の販売数量を 15%アップします	その他 (木製品加工業)・設計者・施工者
C0015	株式会社トレカーサ 工事	JAS 構造材で都市の木造化推進！	JAS 構造材の年間使用量を 40%アップします	施工者

C0016	新日本建設株式会社	JAS 構造材・CLT を用いた木造建築を提案いたします	令和 7 年 3 月までに毎年 1 棟以上の CLT を用いた木造建築物を建設いたします	設計者・ 施工者
C0017	株式会社宏林建設	JAS 構造材で都市の木造化推進	令和 6 年 9 月までに JAS 構造材の年間使用量を 30%アップします	施工者
C0018	株式会社ジェイアール西日本ビルト	JAS 構造材で都市の木造化推進	令和 6 年 6 月までに年間 2 棟以上の内装木質化に取り組みます	施工者
C0019	五藤建設株式会社	木に包まれた快適空間の創造	令和 6 年 10 月までに年間 1 棟以上の内装木質化に取り組みます	施工者
C0020	株式会社なんば建築工房	都市部において木造建築の普及、内装の木質化、木材製品の利用拡大に取り組みます！	令和 7 年 3 月までに CLT を活用した物件を毎年 1 件以上とする	設計者・ 施工者
C0021	株式会社スペース	木の温もりを感じるみんなのオフィスを広げます	令和 6 年 10 月までに年間 10 件以上の内装木質化にチャレンジします。	建築物発 注者・設 計者・施 工者
C0022	野村不動産パートナーズ株式会社	木と緑に寄り添うヒューマンファーストな空間演出	令和 7 年 3 月までに木の仕上げを採用したオフィス（共用部・専有部）を 5 棟以上、仕上げ面積合計 500 m ² 以上にチャレンジします。	設計者・ 施工者
C0023	有限会社カワバタ建設	木のぬくもりのある快適空間を創造します	令和 6 年 10 月までに年間 3 棟以上の内装木質化を目指します	設計者・ 施工者
C0024	株式会社三五工務店	北海道産木材を積極的に活用した「いごちのいい暮らし」の提案	令和 6 年 9 月までに全棟カラマツ宣言を継続し、全ての住宅に地域材を使用します。木造の商業施設を 5 棟以上設計、施工します。	設計者・ 施工者
C0025	株式会社ヤマタホーム	街に木造建築技術で多様化する建物で森をつくれます！！	令和 6 年 4 月までに木造アパートを 6 棟建設します	施工者
C0026	株式会社イトコー	地域の方が働きやすい環境で仕事をするために職場を木造でつくることを宣言します	令和 6 年 9 月までに全棟 事務所などの用途の施設においては木造で建築します	施工者
C0027	株式会社三木組	木造建築大推進！！	令和 6 年 9 月までに 6 棟の木造建築受注	施工者

C0028	株式会社ミニマルデザイン	木造設計大推進！！	令和6年9月までに6件の木造設計受注	設計者
C0029	株式会社トレーダーズ41	営業活動（機器リース）時の木材施工御用聞き	令和6年9月までにグループ会社での3件の木材施工受注に繋げる	機器リース
C0030	株式会社エコーボ41	営業活動（断熱施工）時の木材施工御用聞き	令和6年9月までにグループ会社での3件の木材施工受注に繋げる	断熱施工
C0031	株式会社ケイトホールディングス	営業活動時の木材施工御用聞き	令和6年9月までにグループ会社での3件の木材施工受注に繋げる	不動産管理業
C0032	工藤建設株式会社	JAS to Fit!!構造につよい家づくり!!	令和6年9月までにJAS構造材の年間使用量を10%UPします。	設計者
C0033	ティンバラム株式会社	今ここにないカタチを作り出す 集成材カンパニー ティンバラム 大断面集成材やCLTのご相談を設計段階から承ります	令和6年10月までに設計サポート等の活動を通じて、都市部の木造非住宅案件を倍増させます	プレカット業・その他 (集成材メーカー)
C0034	株式会社高砂建設	近くの森の木・西川材を使った木造建築の受注を増やします	令和6年4月までに県産材・西川材を構造材に使った建築の施工棟数を25%アップ	設計者・ 施工者
C0035	株式会社ソーケン	①JAS 構造材で都市の木造化推進 ②木に包まれた快適空間の創造 ③耐火・準耐火の木造建築の施工倍増	令和6年9月までに ①JAS 構造材の年間使用量を25%アップします。 ②年間3棟に内装木質化に取り組みます。 ③木造準耐火建築物を年1棟建設します。	建築物発注者・ 施工者
C0036	株式会社 KEN	人にやさしい木のぬくもりが感じられる木造建築物を作ります	令和6年7月までに木造建築物を10棟作ります	設計者・ 施工者
C0037	株式会社 STUDIO・CASA	内装仕上げに集成材や無垢材を使って、オシャレな空間を提案します	令和7年2月までに店舗、事務所の改装工事に無垢材と集成材を使う現場を年5件目指します	設計者・ 施工者
C0038	株式会社 BbWoodJapan	不燃・準不燃木材の製造を通し国産材の需要拡大に貢献します！	令和7年3月までに不燃・準不燃材の生産実績1000m ³ /年にチャレンジします。	その他 (木材加工、販売)

C0039	YK 建物株式会社	JAS 構造材、CLT を使用した「新」木造建築の普及拡大に貢献します。	令和 7 年 9 月までに JAS 構造材・CLT を活用した建物を 10 棟/年 施工することに向けて努力します。	設計者・ 施工者
C0040	イシハラ株式会社	耐火・準耐火の木造建築の施工倍増！	令和 7 年 9 月までに木造準耐火建築物を 5 棟建設します！	流通業・ブ レカット業・ 建築物発 注者・施 工者
C0041	笠井木材株式会社	JAS 構造材で都市の木造化推進	令和 7 年 8 月までに JAS 構造材の年間使用料を 30%アップします	施工者
C0042	株式会社京成建設	JAS 構造材で大規模木造建築物の施工推進	令和 7 年 3 月までに大規模木造耐火建築物を毎年 1 棟ずつ建築できるように	施工者
C0043	株式会社 NEAT	JAS 構造材で都市の木造化推進	令和 7 年 10 月までに JAS 構造材の年間使用料を 30%アップします。	設計者・ 施工者
C0044	株式会社三和建设	木のぬくもりを感じる高品質で安全な建築を提案します	令和 7 年 10 月までに JAS 構造材を活用し、木造準耐火建築物を 6 棟建設することに向け努力します。	設計者・ 施工者
C0045	株式会社浦田建装	木造の未来の可能性を広げよう！	令和 7 年 10 月までに JAS 構造材や内装材を今よりも 10%アップで使用できるように努めます。	施工者
C0046	株式会社匠陽	木に包まれた快適空間の創造！	令和 7 年 10 月までに木製サッシを年 3 件以上施工します。	施工者
C0047	東工業株式会社	「ひみ里山杉」による、木造建築の普及・内装の木質化・木材製品の利用拡大に取り組めます。	令和 7 年 11 月までに地元木材「ひみ里山杉」(氷見産木材)を使用した、住宅・非住宅建築物を年 2 棟以上施工します。	設計者・ 施工者
C0048	株式会社 Tree to Green	空間や家具のデザインもサポートし、心地よい木質空間を創り上げます。	令和 7 年 10 月までにオフィス・店舗・保育園等の工事で、内装材や木製サッシ等を使う物件を年 3 件目指します。	設計者・ 施工者

2.3 都市木材需要拡大事業

2.3.1 目的

本事業では、建築事業者等に地域の先例となる建築物の構造部分等に木質耐火部材等を利用すること、非住宅建築物等において類似例の拡大が期待できる建築の構造部分等に JAS 構造材（機械等級区分構造用製材、2×4 工法構造用製材、CLT、構造用集成材（中断面以上）、構造用 LVL）を利用すること、建築物の利用者の目に触れやすく木材利用の普及効果の高い内装部材に木材製品を利用すること、非木質系資材が太宗を占める窓のサッシの木質化を推進するため先導的な事例となる木製サッシを導入することを通じて、設計、調達、施工時等における木材製品の利用に関する課題の抽出、改善策の提案などを行っていただくことにより、都市部における木材の需要拡大を目的とする。

2.3.2 事業内容

（1）事業対象者

都市木材需要拡大事業に申請できる者は、対象物件の建築業者（建築 工事業又は大工工事業の許可を受けた者）であって、以下のすべての要件を満たす者とした。

ア 都市木利用拡大宣言事業又は JAS 構造材活用宣言事業の宣言事業者であること。

イ 事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、且つ事業を的確に実施できる能力を有する者であること。

ウ 都市木材需要拡大事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。

エ 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。

オ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者であり、且つ申請に係る対象物件の工事を行うに当たり必要な建設業法第 3 条第 1 項に定める許可を受けた者であること。

ただし、当該許可が不要な物件の場合は、この限りではない。

カ 木質耐火部材等又は JAS 構造材の区分に係る申請をする場合については、建築基準法第 6 条第 1 項若しくは同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知（以下「建築確認申請等」という。）において都市木材需要拡大事業に申請する建築物の施工者として確認できる者、又は工事請負契約書等で工事の一部を請け負っている事業者のうち、施工者として確認できる者から都市木材需要拡大事業に申請する権利の委譲を受けた者であること。ただし、対象物件の工事に当たって建築確認申請等を要さない場合は、工事請負契約書等において同様の確認ができる者であること。

キ 都市木材需要拡大事業を同年度に 3 棟以上申請する者にあつては、3 棟目の都市木材需

要拡大事業申請をするまでに「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づく登録を受けていること。なお、木質耐火部材等又は JAS 構造材の区分に係る申請に係る物件において内装材又は木製サッシの区分に係る申請を同一の物件で行う場合、その棟数は 1 とします。

ク 都市木材需要拡大事業を同年度に 3 棟以上申請する者にあつては、キに加え、川上から川下の事業者が含まれる、木材の需要創出や流通効率化等を目的としたサプライチェーンマネジメント（以下「SCM」という。）推進フォーラム等の参加者、木材 SCM 支援システム「もりんく」（<https://molink.jp/>）の登録者又は山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結した、木材製品生産施設を有する宣言事業者と共同申請をする者であること。

ケ 3 階以下の共同住宅及び長屋（以下「低層集合住宅」という。）を対象物件として申請しようとする者にあつては、申請の対象となる物件が 1 棟以内であり、且つ、同一年度内に他の低層集合住宅について本事業による助成を受ける予定がないこと。

（2）対象とすることができる物件

都市木材需要拡大事業の対象とすることができる建築物は、次の要件を全て満たす木材製品を利用する物件とします。なお、内装材（内装材利用面積が 10 m²を超えるものに限る。）又は木製サッシのみの木材製品の利用する場合も同様とします。

ア 建築主が国でないもの。

イ 3 階以下の建築物で戸建の居住専用住宅又は事業用併用住宅でなく表 2.3.2-1 に掲げる用途のもの。

ウ 建築物において基礎より上部の部分において本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関等からの補助や助成を受けていないもの。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」という。）が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く。）が含まれていないことを補助事業実施機関の資料により確認できる場合はこの限りでない。

エ 反社会的勢力が整備し、又は所有するものでないもの。

オ 木質耐火部材等及び JAS 構造材の区分の対象とする物件にあつては、新築及び増改築する部分の床面積の合計（非木造部分を除く。）が 10 m²を超えるものであるもの。

カ 木質耐火部材等及び内装材の区分の対象とする物件は、耐火・準耐火性能等が求められる建築物又はこれらと同等の性能を有する建築物であるもの。

キ JAS 構造材の区分の対象とする物件は、構造部の柱、梁桁など指定する部位で JAS 構造材を使用した建築物であるもの。

ク 実証事業者がクリーンウッド法に基づき合法性を確認した木材を使用したものであるもの。

表 2.3.2-1 建築確認申請の区分による助成対象建築物

別表

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号	建築物の階数		
		4階以上	4階未満	
一戸建ての住宅	08010	○	×	※1
長屋	08020	○	○	※2
共同住宅	08030	○	○	
寄宿舎	08040	○	○	
下宿	08050	○	○	
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	○	×	※1
幼稚園	08070	○	○	
小学校	08080	○	○	
義務教育学校	08082	○	○	
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090	○	○	
養護学校、盲学校又は聾学校	08100	○	○	
大学又は高等専門学校	08110	○	○	
専修学校	08120	○	○	
各種学校	08130	○	○	
幼保連携型認定こども園	08132	○	○	
図書館その他これに類するもの	08140	○	○	
博物館その他これに類するもの	08150	○	○	
美術館その他これに類するもの	08152	○	○	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	×	×	※3
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170	○	○	
保育所その他これに類するもの	08180	○	○	
助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190	○	○	
助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192	○	○	
児童福祉施設等（建令19-1に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。）	08210	○	○	
児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220	○	○	
公衆浴場（浴室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230	○	○	
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240	○	○	
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250	○	○	
病院	08260	○	○	
巡回派出所	08270	○	○	
公衆電話所	08280	○	○	
郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）の規定により行う郵便の業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設	08290	○	○	
地方公共団体の支庁又は支所	08300	○	○	
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310	○	○	
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320	○	○	
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	○	○	※4
工場（自動車修理工場を除く。）	08340	○	○	
自動車修理工場	08350	○	○	
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360	○	○	
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370	○	○	
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380	○	○	
マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390	○	○	
ホテル又は旅館	08400	○	○	
自動車教習所	08410	○	○	
畜舎	08420	○	○	
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430	○	○	
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438	○	○	

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	08440	○	○
飲食店（次項に掲げるものを除く。）	08450	○	○
食堂又は喫茶店	08452	○	○
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456	○	○
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	0845B	○	○
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460	○	○
事務所	08470	○	○
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480	○	○
自動車車庫	08490	○	○
自転車駐車場	08500	○	○
倉庫業を営む倉庫	08510	○	○
倉庫業を営まない倉庫	08520	○	○
劇場、映画館又は演芸場	08530	○	○
観覧場	08540	○	○
公会堂又は集会場	08550	○	○
展示場	08560	○	○
料理店	08570	○	○
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580	○	○
ダンスホール	08590	○	○
浴室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	×	×
卸売市場	08610	○	○
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620	○	○
農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630	○	○
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640	○	○
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は時価販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650	○	○
その他	08990	○	○

※3

※1 4階未満の戸建ての居住専用住宅又は事業用併用住宅は本事業の対象としません。

※2 4階未満の共同住宅、長屋は1者1棟1申請のみ対象。

※3 本事業の対象としません。

※4 国の施設は対象としません。

(3) 助成対象となる木材製品の利用

助成対象となる木材製品の利用の範囲は、利用の区分ごとに以下に定めたものとする。ただし、助成対象となる物件について、Ⅰの木質耐火部材等に係る助成とⅡの JAS 構造物に係る助成を併用して受けることができないものとする（表 2.3.2-2）。

Ⅰ 木質耐火部材等

耐火・準耐火性能等が求められる建築物又はこれらと同等の性能を有する建築物であって、木造又は木造とそれ以外の構造との混構造の建築物を新築、増築、改築等する場合（建築確認申請等を提出するものに限る。）の木質耐火部材等の利用を対象とする。

II JAS 構造材

構造部の柱、梁桁などで JAS 構造材を使用した建築物で、木造又は木造とそれ以外の構造との混構造の建築物を新築、増築、改築等する場合の JAS 構造材の利用を対象とし、助成対象となる木材（以下「助成対象木材」）及びその材積は、JAS 構造材の種類ごとに以下に定めたものとする。

1 構造用製材

ア 機械等級区分構造用製材の部材の一部は、構造部の柱、梁桁、トラス、土台のいずれかに使用されることを必須とする。

イ 助成対象は、機械等級区分構造用製材を構造部に使用する階で使用した構造用製材とする。

ウ 助成対象となる材積は、イにおいて使用する構造用製材の材積とする。

2 2×4工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用LVL又はCLT

ア 2×4工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用LVL又はCLTの部材の一部は構造部の壁、床、屋根、横架材のいずれかに使用されることを必須とする。

イ 助成対象は、2×4工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用LVL又はCLTを構造部に使用する階で使用した JAS 構造材とする。

ウ 助成対象となる材積は、イにおいて使用する2×4工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用LVL及びCLTの材積の合計とする。

3 1の構造用製材と2の2×4工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用LVL又はCLTを構造部に併用する場合

ア 機械等級区分構造用製材は、構造部の柱、梁桁、トラス、土台のいずれかに使用されること、2×4工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用LVL又はCLTの部材の一部は構造部の壁、床、屋根、横架材のいずれかに使用されることを必須とする。

イ 助成対象は、構造用製材、2×4工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用LVL又はCLTを構造部に使用する階で使用した JAS 構造材とする。

ウ 助成対象となる材積は、イにおいて使用する構造用製材、2×4工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用LVL及びCLTの材積の合計とする。

III 内装材

耐火・準耐火性能等が求められる建築物又はこれらと同等の性能を有する建築物であって、建築物の新築、増改築、修繕等する場合の内装材の利用を対象とする。

IV 木製サッシ

建築物の新築、増改築、修繕等場合の木製サッシの利用を対象とする。

表 2.3.2-2 事業の組み合わせの可否について

事業の組み合わせの可否について		
組み合わせ	可否	備考
I 木質耐火部材等 + II JAS 構造材	×	交付規程第 6
I 木質耐火部材等 + III 内装材	○	交付規程第 7
I 木質耐火部材等 + IV 木製サッシ	○	交付規程第 7
I 木質耐火部材等 + III 内装材 + IV 木製サッシ	○	交付規程第 7
II JAS 構造材 + III 内装材	△ (耐火・準耐火のみ可)	交付規程第 5 カ
II JAS 構造材 + IV 木製サッシ	○	交付規程第 7
II JAS 構造材 + III 内装材 + IV 木製サッシ	△ (耐火・準耐火のみ可)	交付規程第 5 カ
III 内装材 + IV 木製サッシ	○	

(3) 助成金額

助成金の額は以下の I から IV の区分ごとに規定するものとし、区分ごとに①、②、③ (I 木質耐火部材等の区分にあつては①と②) を比較し、最も低い金額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額とする。

ただし、助成額の上限は、I 木質耐火部材等及び II JAS 構造材の区分にあつては、1 棟の都市木材需要拡大事業に対して、15,000,000 円を上限としますが、床面積の合計が 1,000 m² 以上の場合、または助成対象となる階が最上階から数えて 4 以上の建築物は 30,000,000 円を上限とする (III 内装材又は IV 木製サッシの区分に係る助成を併用する場合を含む)。また、III 内装材の区分にあつては、1 棟の都市木材需要拡大事業に対して 10,000,000 円を上限とし、IV 木製サッシの区分にあつては、1 棟の都市木材需要拡大事業に対して 1,000,000 円とする。

上記の規定にかかわらず、採択された事業の助成予定額の合計が予算額を上回った場合には、個々の都市木材需要拡大事業に係る助成金の額を調整することがあります。

I 木質耐火部材等

ア 燃えしろ製材を活用した建築物

製材品の厚みにより燃えしろを確保することで必要な準耐火性能等を満たす建築物

- ① 事業申請時に申告する木造又は木造とそれ以外の構造との混構造とする予定の階の木造又は混構造に係る床面積の合計に 9,700 円/m² を乗じた金額

- ② 交付申請時に申告する木造又は木造とそれ以外の構造との混構造とした階の木造又は混構造に係る床面積の合計に 9,700 円/㎡を乗じた金額

イ その他

ア以外の方法により必要な耐火・準耐火性能等を満たす建築物

- ① 事業申請時に申告する木造又は木造とそれ以外の構造との混構造とする予定の階の木造又は混構造に係る床面積の合計に 8,200 円/㎡を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する木造又は木造とそれ以外の構造との混構造とした階の木造又は混構造に係る床面積の合計に 8,200 円/㎡を乗じた金額

ウ CLT を利用した建築物

CLT を利用した建築物で必要な耐火・準耐火性能等を満たすものについては、ア、イの規定にかかわらず、次の算定によることができますこととします。なお、ア又はイの助成金と併用することはできません。

- ① 事業申請時に申告する利用予定の CLT の材積の合計に 170,000 円/㎡を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する利用した CLT の材積の合計に 170,000 円/㎡を乗じた金額

II JAS 構造材

ア CLT を除く JAS 構造材

- ① 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、助成対象となる階で使用予定の構造用製材、2×4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L の材積に 50,000 円/㎡を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、助成対象となる階で使用した構造用製材、2×4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L の材積に 50,000 円/㎡を乗じた金額
- ③ 交付申請を行う構造用製材、2×4 工法構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用 L V L の調達費に相当する金額

イ CLT

- ① 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、助成対象となる階で使用予定の CLT の材積に 140,000 円/㎡を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、助成対象となる階で使用した CLT の材積に 140,000 円/㎡を乗じた金額
- ③ 交付申請を行う CLT の調達費に相当する金額

ウ アの CLT を除く JAS 構造材とイの CLT を構造部に併用する場合

ア及びイの①から③までについて、それぞれアの額とイの額を合算して比較することとします。

Ⅲ 内装材

木材製品を利用する建築物の部分により、次のとおりとします。なお、一の申請においてアとイの両方が含まれる場合は、①から③までについて、それぞれアの額とイの額を合算して比較することとします。

ア 対象物件において壁及び天井の仕上げに木材製品を利用する場合

- ① 事業申請時に申告する内装材利用面積（壁及び天井に係る面積に限る。）に 11,000 円 / m²を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する内装材利用面積（壁及び天井に係る面積に限る。）に 11,000 円 / m²を乗じた金額
- ③ 交付申請時に申告する内装材の調達費（壁及び天井に限る。）に相当する金額

イ 対象物件の床の仕上げに木材製品を使用する場合

- ① 事業申請時に申告する内装材利用面積（床に係る面積に限る。）に 7,000 円 / m²を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する内装材利用面積（床に係る面積に限る。）に 7,000 円 / m²を乗じた金額
- ③ 交付申請時に申告する内装材の調達費（床に限る。）に相当する金額

Ⅳ 木製サッシ

- ① 事業申請時に申告する助成対象木製サッシの窓数に 1 窓当たり 60,000 円を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する助成対象木製サッシの窓数に 1 窓当たり 60,000 円を乗じた金額
- ③ 交付申請時に申告する助成対象木製サッシの調達費（窓ガラスに係る金額を含めることも可とする。）に 1 / 2 を乗じた金額

2.3.3 事業の成果

(1) 実証物件の件数等の分析

本事業は、令和4年度に一部予算を繰り越したため、令和3年度と令和4年度において実証事業の支援を行った。令和3年度の事業実施は、36件、助成額96,484千円となった。内訳として木質耐火部材6件28,734千円、JAS構造材28件65,424千円、内装材2件2,326千円となっている。

また、令和4年度の事業実施では、件数、助成額が、16件、45,480千円（木質耐火部材1件2,080千円、JAS構造材14件42,581千円、内装材1件819千円）で、令和3年度実施分と令和4年度実施分の合計で52件、141,964千円（木質耐火部材7件30,814千円、JAS構造材42件108,005千円、内装材3件3,145千円）となった。

全52件について、県別の件数を見ると、神奈川8件、千葉7件、東京6件、愛知5件と都市圏に件数の上位が集中している。

また用途別に見ると、共同住宅・寮が25件で全物件52件の半数近くを占め、次いで数のうえでは大きく差がつくが、店舗4件、幼保施設4件、老人介護施設4件と続き、都市部における建築物が上位を占める傾向を示しているものと考えられる。

県別実績

県	助成件数	県	助成件数
北海道	3	静岡	1
宮城	2	愛知	5
山形	1	滋賀	2
栃木	2	大阪	2
埼玉	1	兵庫	2
千葉	7	鳥取	1
神奈川	8	山口	1
東京	6	愛媛	1
富山	1	高知	2
長野	1	熊本	2
岐阜	1	合計	52

用途別実績

用途	助成件数	用途	助成件数
共同住宅・寮	25	工場	2
店舗	4	病院・クリニック	2
幼保施設	4	障がい者施設	2
老人介護施設	4	倉庫	1
事務所	3	宿泊所	1
集会所	3	教育施設	1
		総計	52

(2) 実証報告の分析

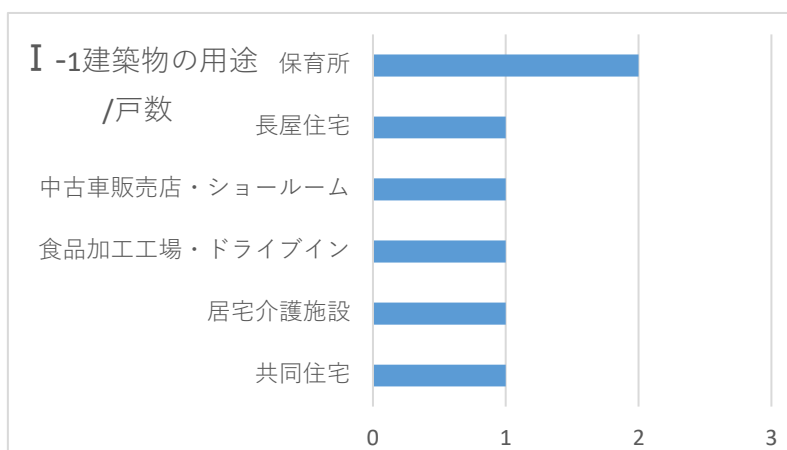
実証事業者から、実証事業で得られた部材使用等に関する利点や不利、要望についての報告を受けた。以下はその結果についてまとめたものである。

【ア 木質耐火部材】

I 建築物に係る基礎的情報

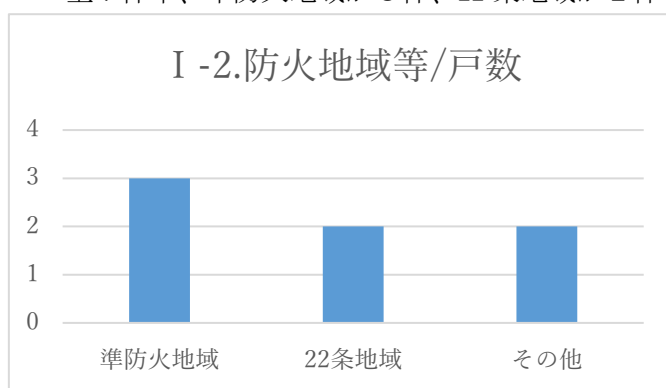
1 建築物の用途

全7件中、保育所が2件となった以外は、長屋住宅、中古車販売店等、各1件となった。



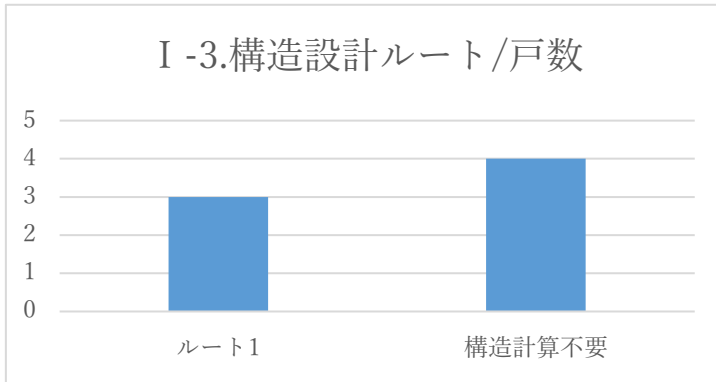
2 防火地域等

全7件中、準防火地域が3件、22条地域が2件などとなった。



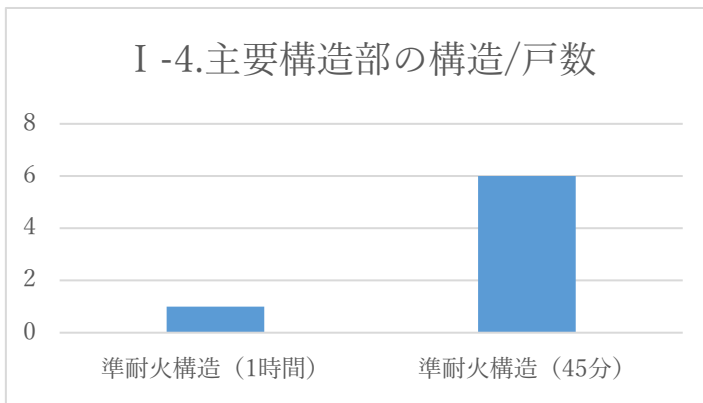
3 構造設計ルート

全7件中、ルート1が3件、構造計算不要が4件となった。



4 (1) 主要構造部の構造

全7件中、準耐火構造（1時間）が1件、準耐火構造（45分）が6件となった。



4 (2) 選択したルート、ルート選定の理由

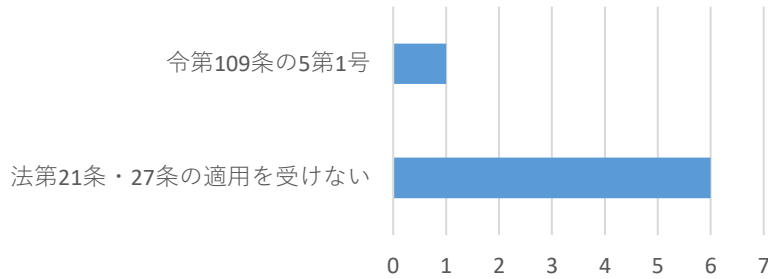
4件の回答があり、選択したルート、ルート選定理由は次のとおりとなった。

主要構造部の構造	選択したルート	ルート選定の理由
準耐火構造（45分）	ルートA（告示仕様・認定仕様）	今後の中大規模木造建築の汎用性の可能性追求のため
準耐火構造（45分）	ルートA（告示仕様）	
準耐火構造（45分）	ルートA（告示仕様）	自主的な準耐火仕様の採用
準耐火構造（1時間）	ルートA（告示仕様）	弊社仕様に対応していたため

5 建築基準法第21条・27条の適用等

全7件のうち建築基準法第21条・27条の適用を受けないが6件、建築基準法施行令第110条第1号の適用を受けるが1件となった。

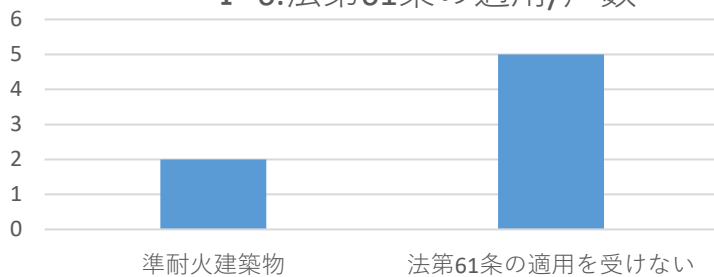
I -5. 法第21条・27条の適用/戸数



6 建築基準法第 61 条の適用

全 7 件のうち、法第 61 条の適用を受けないが 5 件、準耐火建築物が 2 件となった。

I -6. 法第61条の適用/戸数



7 階ごとの構造

7 件全てが軸組工法となった。うち 2 件は 1～2 階、うち 1 件は 1～3 階であった。

II 施工業者の施工実績

1 助成事業者の年間施工棟数

施工事業者の年間施工棟数の分布は下表のとおり。

年間施工件数	助成事業者数
1～5棟	2
6棟～10棟	1
11棟～50棟	3
51棟～100棟	0
101棟以上	1
合計	7

2 助成事業者の耐火構造又は準耐火構造の施工実績

助成事業者のこれまでの準耐火構造の施工実績の分布は下表のとおり。なお、助成事業者において、これまで耐火構造を有する建築物の建築実績はなかった。

(なお、回答なしについては、実績なしとして整理している。)

これまでの準耐火建築物の施工実績	助成事業者数
0棟	1
1～5棟	2
6棟～10棟	0
11棟～50棟	3
51棟～100棟	1
101棟以上	0
合計	7

年間施工棟数・耐火構造等の内訳、これまでの耐火構造等の実績は下のとおりとなり、準耐火構造の年間施工、これまでの実績が多い状況となっている。

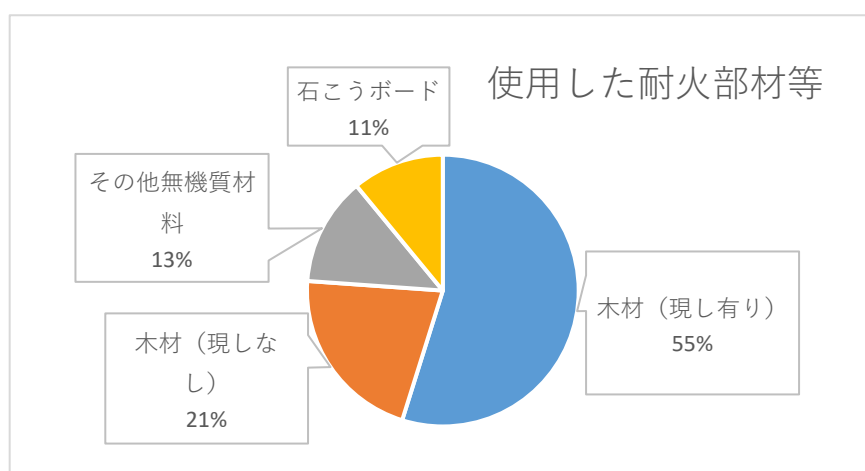
年間施工棟数	うち耐火構造	うち木造	うち準耐火構造	うち木造	これまで施工の耐火構造等の実績	これまで施工の耐火構造等の実績
					耐火構造	準耐火構造

11	-	8	8	8	-	17
11	-	8	8	8	-	17
7	-	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	1
2	0	0	2	2	0	3
300	0	300	0	300	0	20
34	-	-	7	6	-	70

Ⅲ 使用した耐火部材

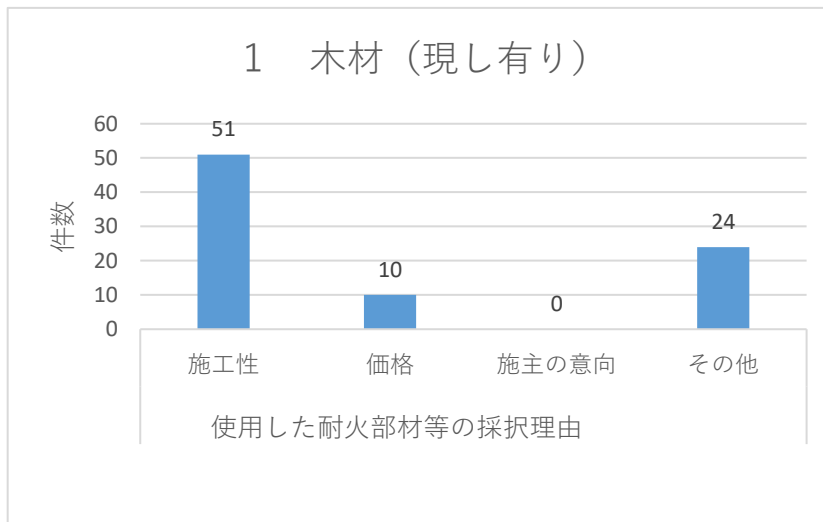
7件の物件の合計で使用した耐火部材等は155件となり、①木材（現し有り）、②木材（現しなし）、③その他無機質材料、④石こうボードの4つに分類した件数は、それぞれ次のとおりとなっている。木材（現し有り）、木材（現しなし）を合わせると全体の4分の3となっている。木材では、桁、梁、柱、土台などにスギ、アカマツ等の木質部材が使われ、当該部材を採用した理由として施工性、価格のほかに、意匠性、設計の意向といった理由があげられており、木材の見た目、印象といった観点も含めて木質耐火部材の使用が検討されていることが伺われる。

使用した耐火部材等	件数	割合
木材（現し有り）	85	55%
木材（現しなし）	33	21%
その他無機質材料	20	13%
石こうボード	17	11%
計	155	100%



1 木材（現し有り）

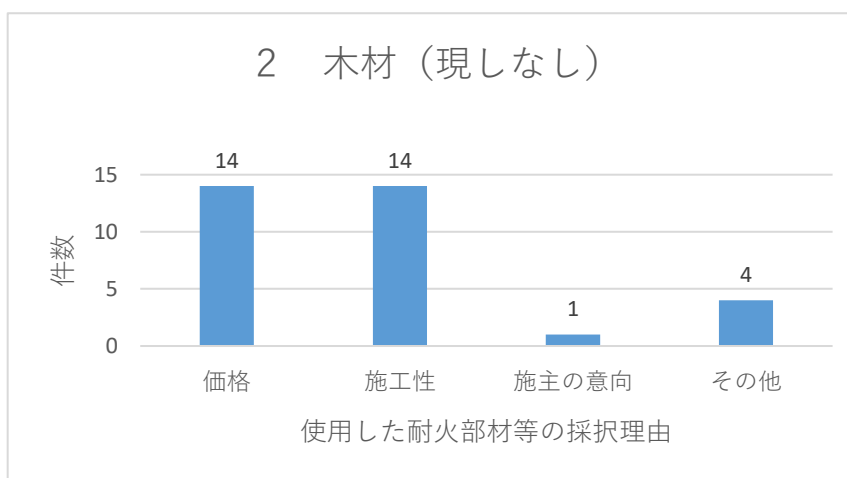
木材（現し有り）は85件となり、全体の55%を占めている。採択理由では、施工性が51件(60%)となり大多数を占めた。その他（24件）の理由として、意匠性(16件)、設計の意向(8件)との回答となっている。



2 木材（現しなし）

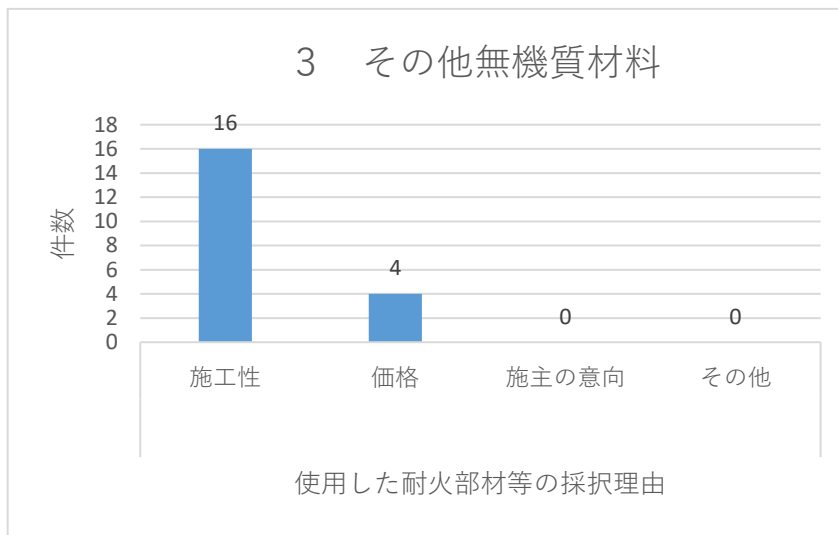
木材（現しなし）は33件となり、全体の21%を占めている。採択理由では、価格（14件、42%）、施工性（14件、42%）にほぼ2分される結果となった。

木材（現し有り）、木材（現しなし）を合わせると全体の76%となり、施工性、価格、意匠性といった点が採択理由としてあげられている。



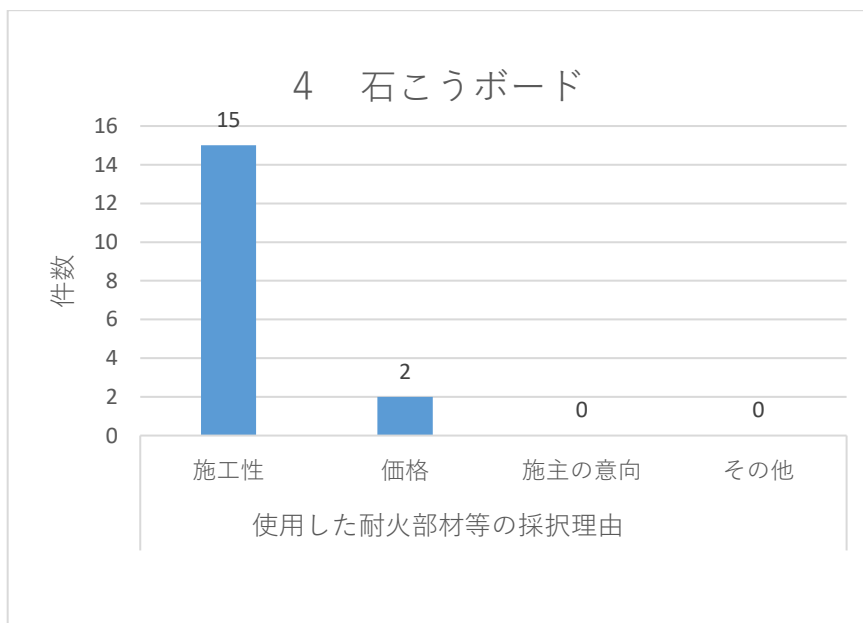
3 その他無機質材料

その他無機質材料は20件となり、全体の13%を占めている。採択理由では、施工性（16件、80%）が大多数の理由となった。



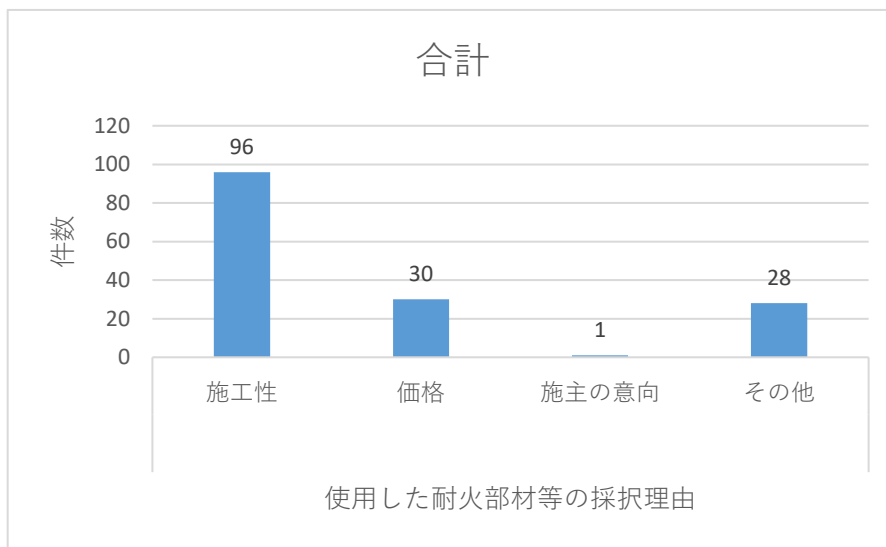
4 石こうボード

石こうボードは17件となり、全体の11%を占めている。採択理由では、施工性（15件、88%）が大多数の理由となった。



5 耐火部材等の合計

耐火部材等の合計 155 件について、採択理由としては施工性が 96 件（62%）となり、次いで価格が 30 件（19%）となった。木材（現し有り）、木材（現しなし）、その他無機質材料、石こうボードの全ての部材において、部材の採択理由として施工性が第一位となっており、耐火部材の採択においては施工性を重視していることが伺われる結果となった。



IV アンケートの概要

全 7 件の実施事業についてのアンケートの概要を以下に掲げる。

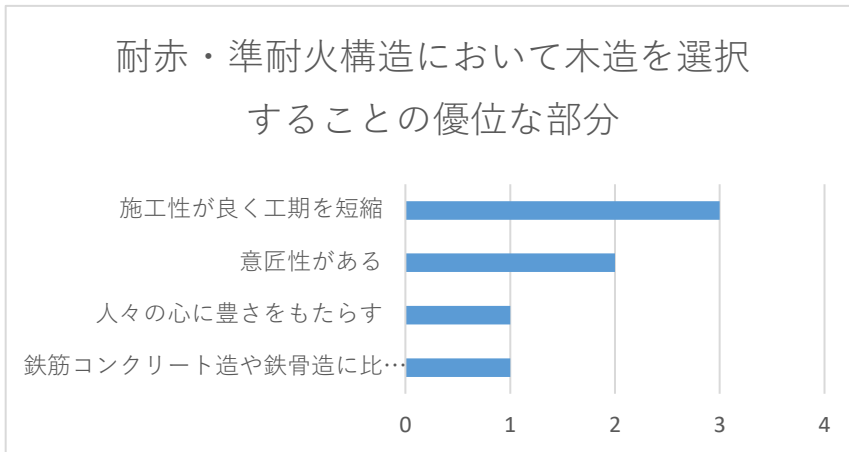
耐火・準耐火構造において木造を選択する優位な部分については、施工性が良く工期を短縮が 3 件、意匠性があるが 2 件など、木材の特質を評価している一方で、不利な部分として、施主の不安解消が 2 件、耐火性能の欠如が 2 件など耐火・準耐火の機能面において木材への不安を抱えていることが伺われる内容となった。

設計時の課題とその課題解決では、現場での収まりの対応、大断面部材の確保、図面の調整など、現場で抱える課題について事前の調整、協議、工夫などにより対処しているとの内容となった。

今後の木造耐火・準耐火構造建築物の施工に向けた取組方針とその理由については、7 件中 6 件の回答が積極的に取り組みたいとして、いずれも木造の耐火・準耐火構造の必要性、価値などを評価する内容となっており、本事業がこれら積極的な取組を後押しすることになっていると考えられる。

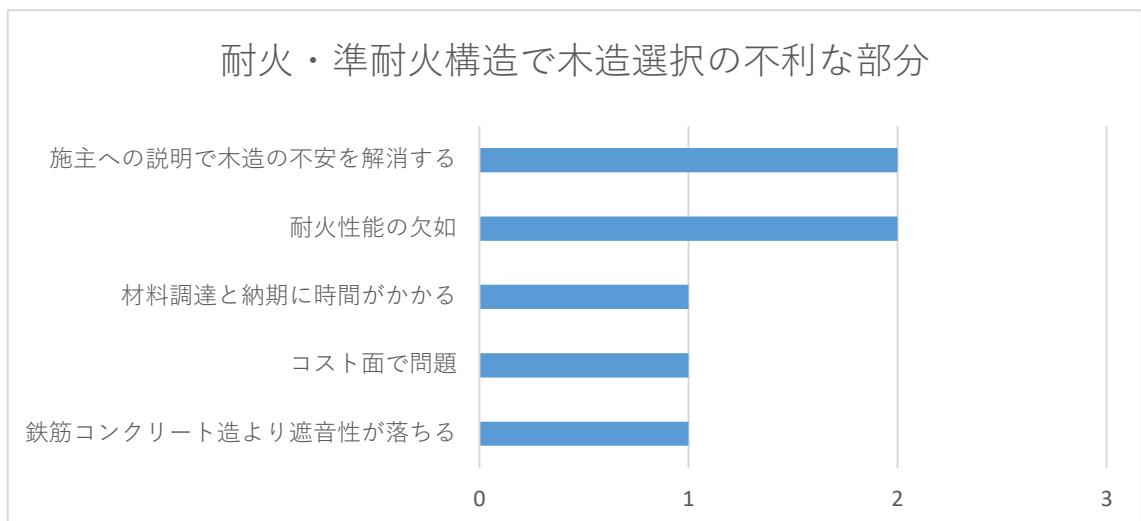
①耐火・準耐火構造において木造を選択することの優位な部分（回答7件）

- ・施工性が良く工期を短縮できる 3件
- ・意匠性がある 2件
- ・人々の心に豊かさをもたらす 1件
- ・鉄筋コンクリート造、鉄骨造に比べコストが安価 1件



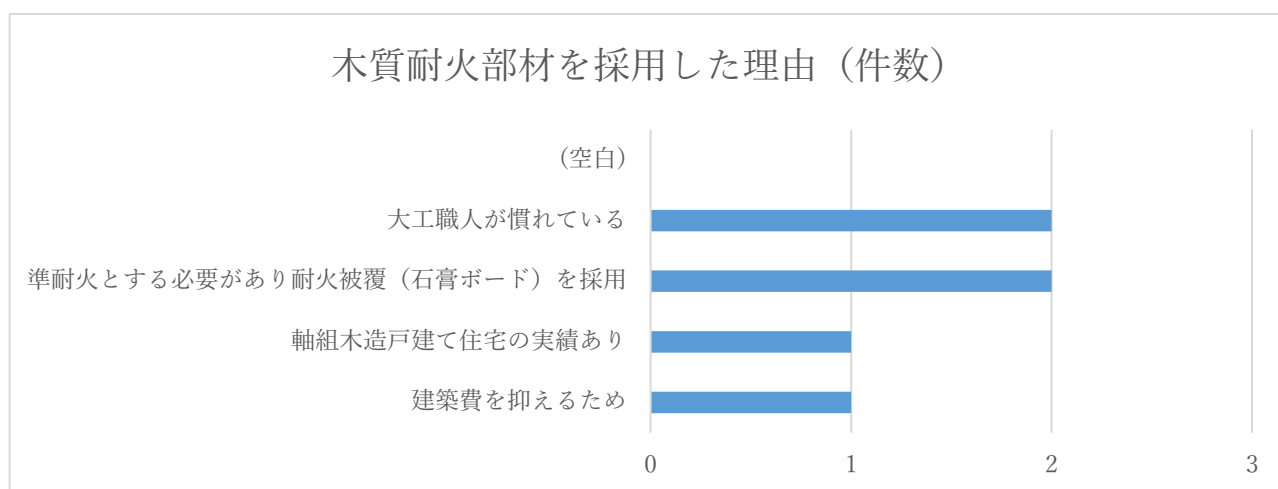
②耐火・準耐火構造において木造を選択することの不利な部分（回答7件）

- ・施主への説明で木造の不安を解消する 2件
- ・耐火性能の欠如 2件
- ・材料調達と納期に時間がかかる 1件
- ・コスト面で問題 1件
- ・鉄筋コンクリート造より遮音性が落ちる 1件



③木質耐火部材を採用した理由（回答6件）

- ・大工職人が慣れているため 2件
- ・準耐火とする必要があり耐火被覆（石膏ボード）を採用 2件
- ・軸組木造戸建て住宅の実績があったため 1件
- ・建築費を抑えるため 1件



④設計時の課題とその課題解決の対応（回答7件）

設計時の課題	その課題解決の対応
耐火被覆で壁厚が出てくるので他部位との 取り組みあいが難しい（2件）	現場での収まりの確認をして都度対応（2件）
伐採時期、乾燥期間を考慮した事前の発注準備期間の確保	森林組合に事前に相談
燃えしろ設計とすることで、柱・梁は大断面 となることによる資材の確保	工務店との協議を可能な限り早急を実施
部位により使用材料が変わるため明瞭な図 面の作成が必要	過去物件の共通図のまとめと施工図面の調整
石膏ボード2重貼りになる分、完成後の有効 寸法が狭くなる	寸法に注意しながら設計
特になし	

⑤都市木事業に申請した動機（回答7件）

都市木事業に申請した動機
建材店から事業の紹介あり（2件）
助成事業期間と工期が合致（3件）
昨今の木材の価格高騰を補助金で補うため
木造3階建共同住宅の施工を始めたため知見を広げたかった

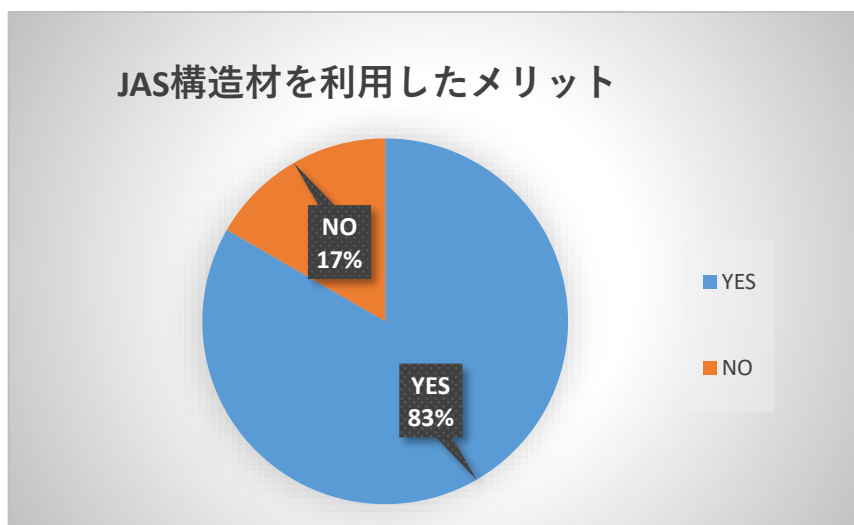
⑥今後の木造の耐火・準耐火構造建築物の施工に向けた取組方針とその理由（回答7件）

今後の取組み方針	理 由
積極的に取り組みたい（6件）	<ul style="list-style-type: none"> ・施工、工期、総合コスト等で他構法より優位で、施主へのアピールとなる（2件） ・都市型木造建築の拡大につけ耐火・準耐火構造は必要不可欠 ・施主・入居者の為になると考えている ・会社として木造3階建て共同住宅事業を伸ばしていきたい ・都市型木造建築の拡大につけ耐火・準耐火構造は必要不可欠
どちらともいえない（1件）	意匠性は優位だが、価格と納期がネックとなる

【イ JAS 構造材】アンケートの概要

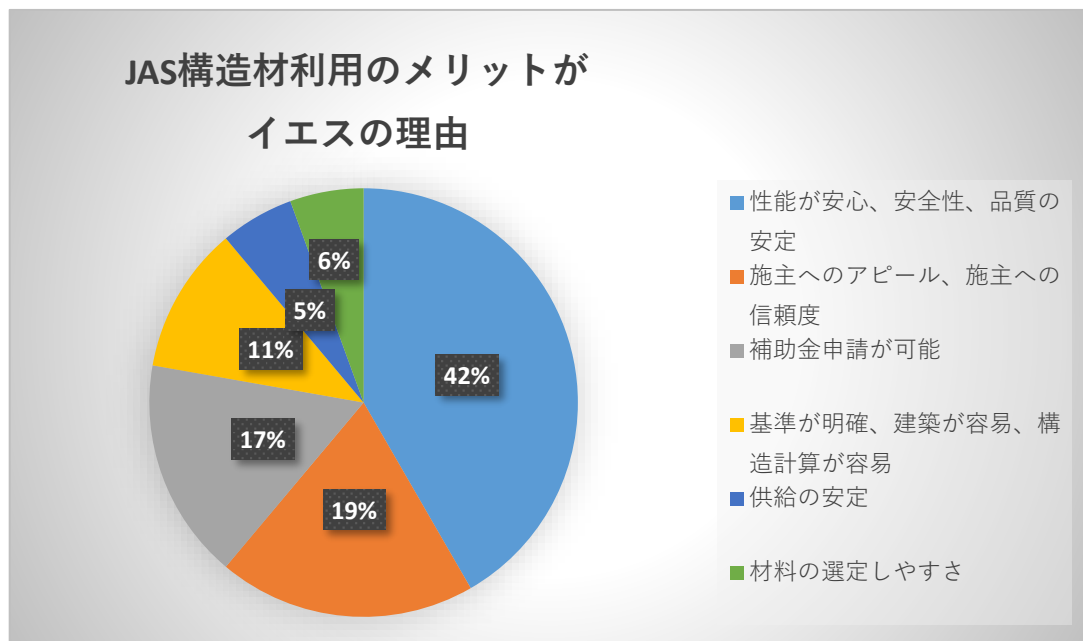
JAS 構造材の助成を受けた事業実施者からのアンケートの概要を以下に記載する。設問により回答数が異なるが、事業実施 42 件のうち概ね 40 件程度の回答数となっている。

①JAS 構造材を利用したメリット（回答 42 件） イエス 35 件(83%) ノー7 件(17%)



②JAS 構造材利用のメリットがイエスの理由（回答 36 件）

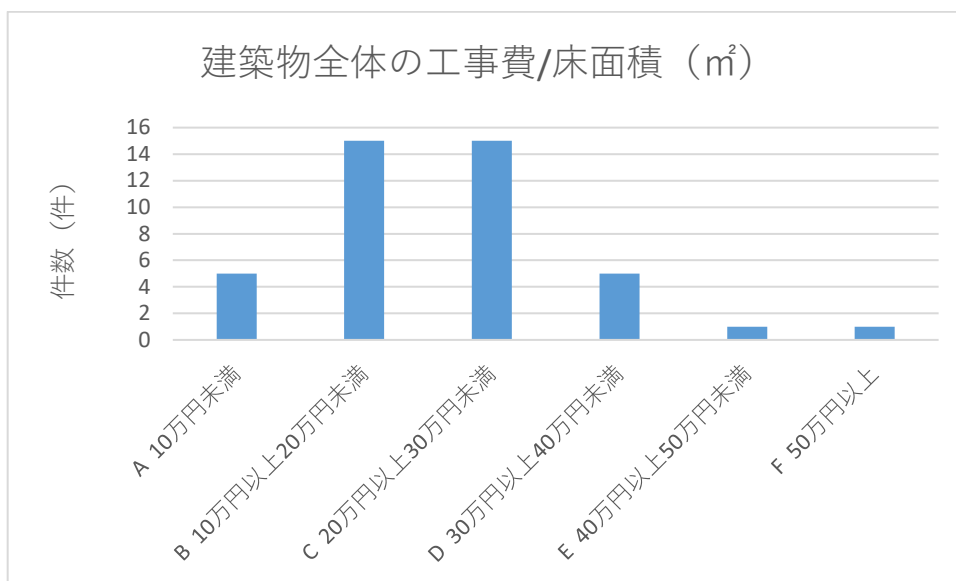
- ・性能が安心、安全性、品質の安定 15 件(42%)
- ・施主へのアピール、施主への信頼度 7 件(19%)
- ・補助金申請が可能 6 件(17%)
- ・基準が明確、建築が容易、構造計算が容易 4 件(11%)
- ・供給の安定 2 件(5%)
- ・材料の選定しやすさ 2 件(6%)



③工事費と木材費用

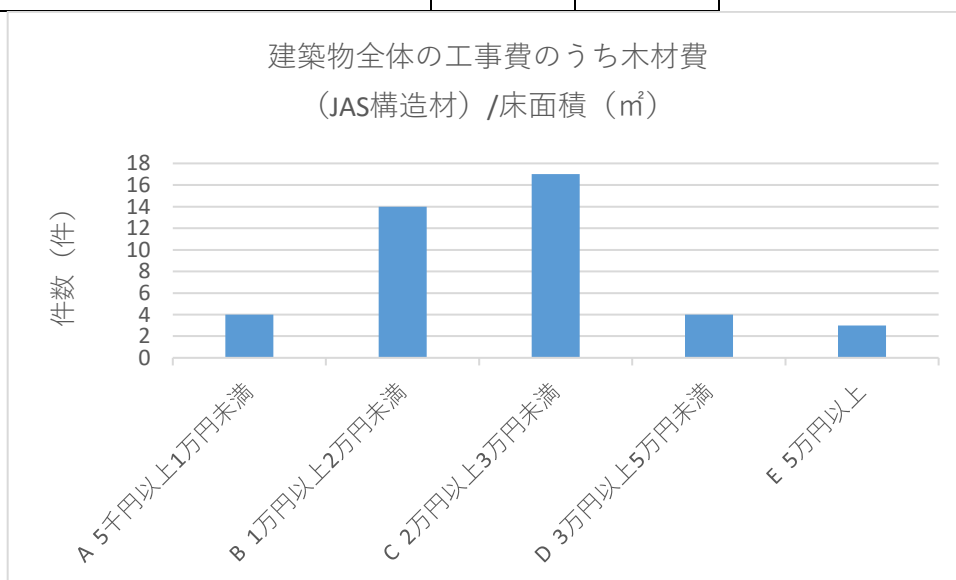
○建築物全体の工事費/床面積（㎡）

範囲	件数	%
A 10 万円未満	5	12
B 10 万円以上 20 万円未満	15	36
C 20 万円以上 30 万円未満	15	36
D 30 万円以上 40 万円未満	5	12
E 40 万円以上 50 万円未満	1	2
F 50 万円以上	1	2
合計	42	100



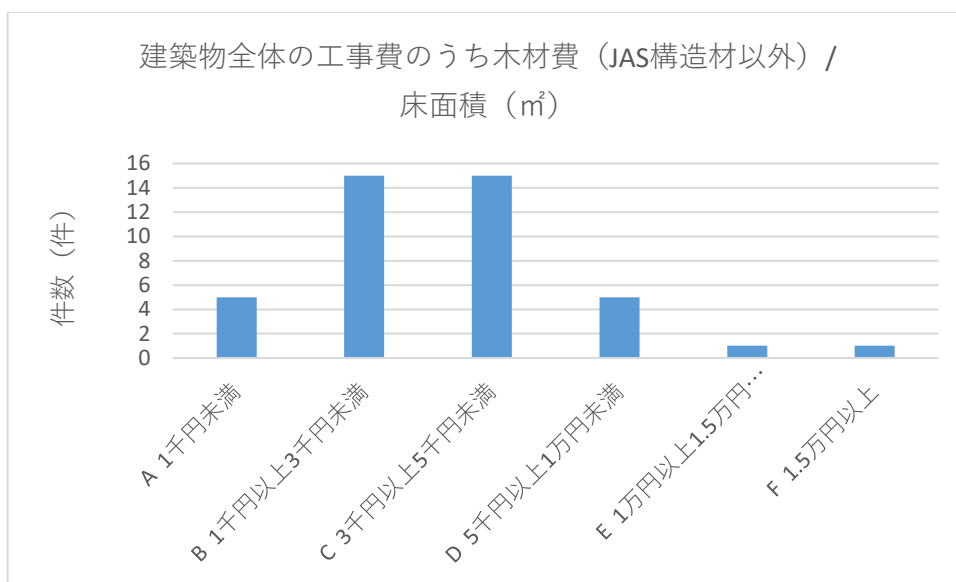
○建築物全体の工事費のうち木材費 (JAS 構造材) /床面積 (㎡)

範囲	件数	%
A 5千円以上1万円未満	4	10
B 1万円以上2万円未満	14	33
C 2万円以上3万円未満	17	40
D 3万円以上5万円未満	4	10
E 5万円以上	3	7
合計	42	100



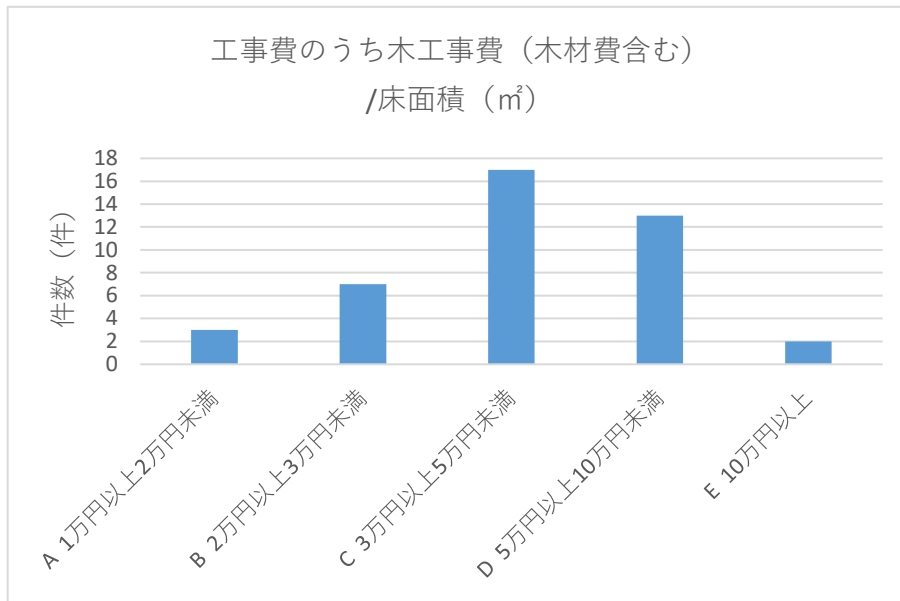
○建築物全体の工事費のうち木材費（JAS 構造材以外）/床面積（㎡）

範囲	件数	%
A 1千円未満	5	12
B 1千円以上3千円未満	15	36
C 3千円以上5千円未満	15	36
D 5千円以上1万円未満	5	12
E 1万円以上1.5万円未満	1	2
F 1.5万円以上	1	2
合計	42	100



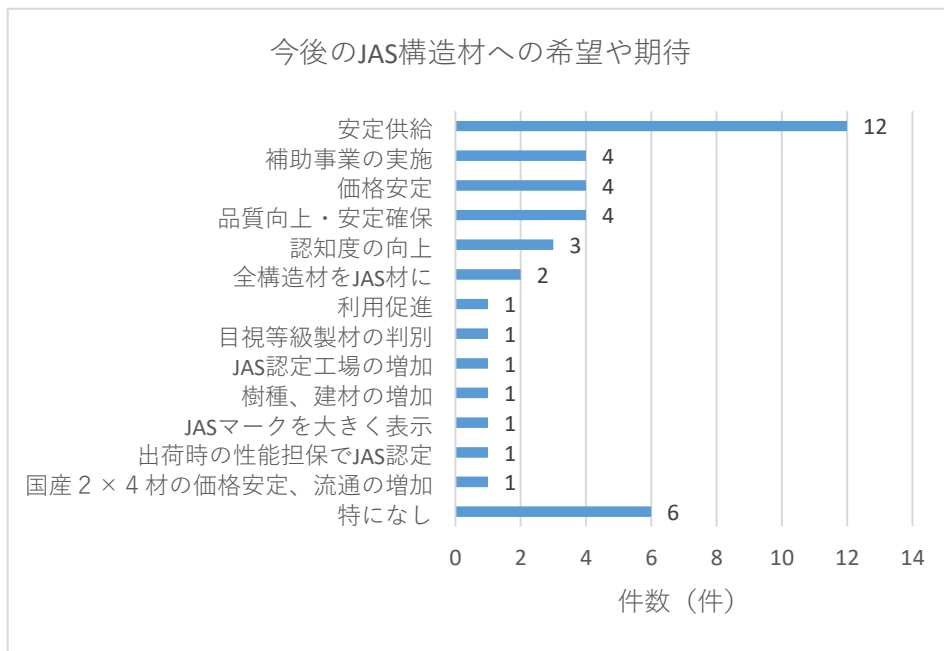
○工事費のうち木工事費（木材費含む）/床面積（㎡）

範囲	件数	%
A 1万円以上2万円未満	3	7
B 2万円以上3万円未満	7	17
C 3万円以上5万円未満	17	40
D 5万円以上10万円未満	13	31
E 10万円以上	2	5
合計	42	100



④今後の JAS 構造材への希望や期待（回答 42 件）

- ・ 安定供給 12 件 (28%)
- ・ 補助事業の実施 4 件 (10%)
- ・ 価格安定 4 件 (10%)
- ・ 品質向上・安定確保 4 件 (10%)
- ・ 認知度の向上 3 件 (7%)
- ・ 全構造材を JAS 材に 2 件 (5%)
- ・ 利用促進 1 件 (2%)
- ・ 目視等級製材の判別 1 件 (2%)
- ・ J A S 認定工場の増加 1 件 (2%)
- ・ 樹種、建材の増加 1 件 (2%)
- ・ J A S マークを大きく表示 1 件 (2%)
- ・ 出荷時の性能担保で J A S 認定 1 件 (2%)
- ・ 国産 2 × 4 材の価格安定、流通の増加 1 件 (2%)
- ・ 特になし 6 件 (14%)

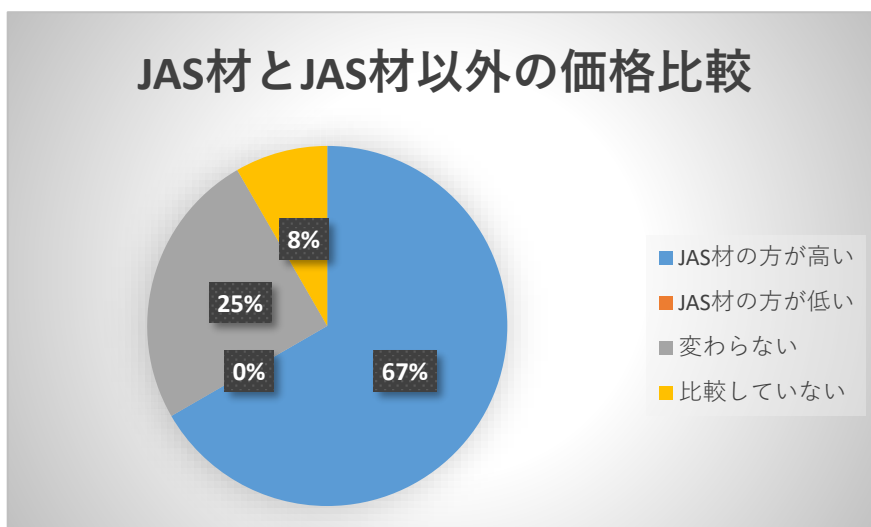


⑤JAS材とJAS以外の価格比較 (回答 12 件)

- ・ JAS材の方が高い 8件(67%)
- ・ JAS材の方が低い 0件(0%)
- ・ 変わらない 3件(25%)
- ・ 比較していない 1件(8%)

(比較していない理由) (回答 1 件)

- ・ 特に仕様変更しなかった 1件(100%)

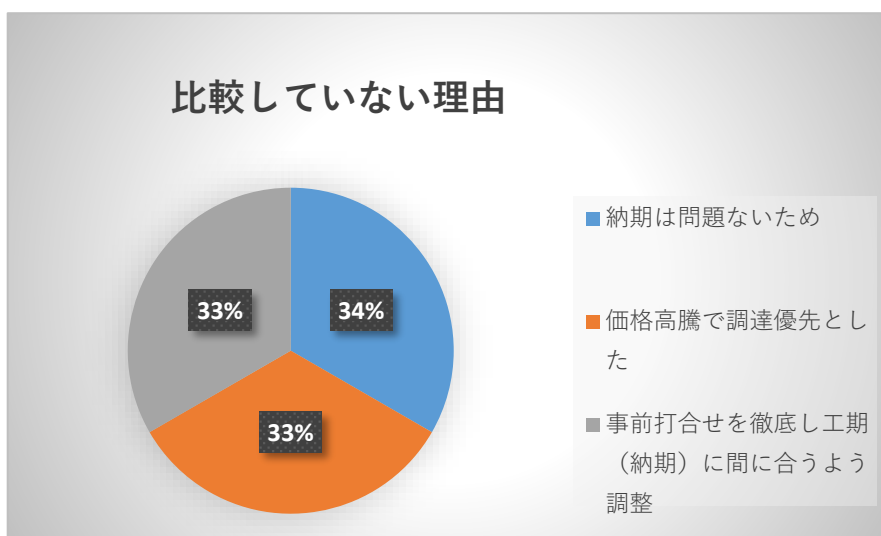
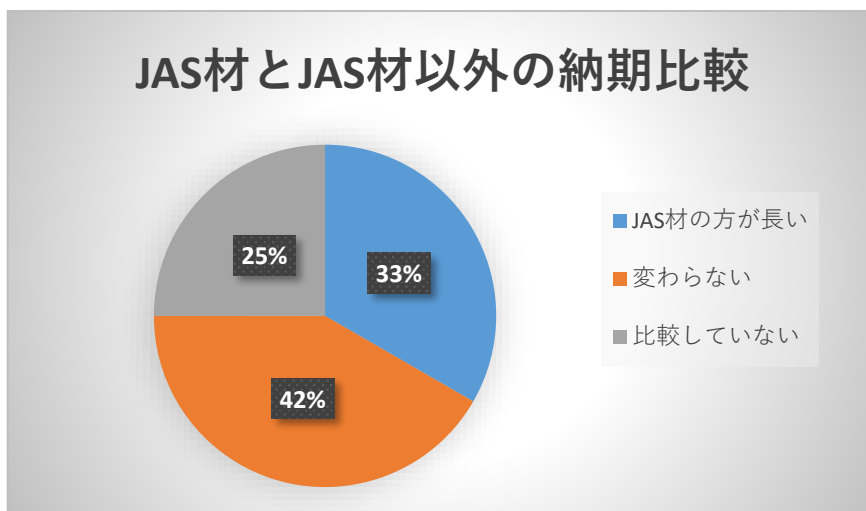


⑥JAS材とJAS以外の納期比較（回答12件）

- ・JAS材の方が長い 4件(33%)
- ・変わらない 5件(42%)
- ・比較していない 3件(25%)

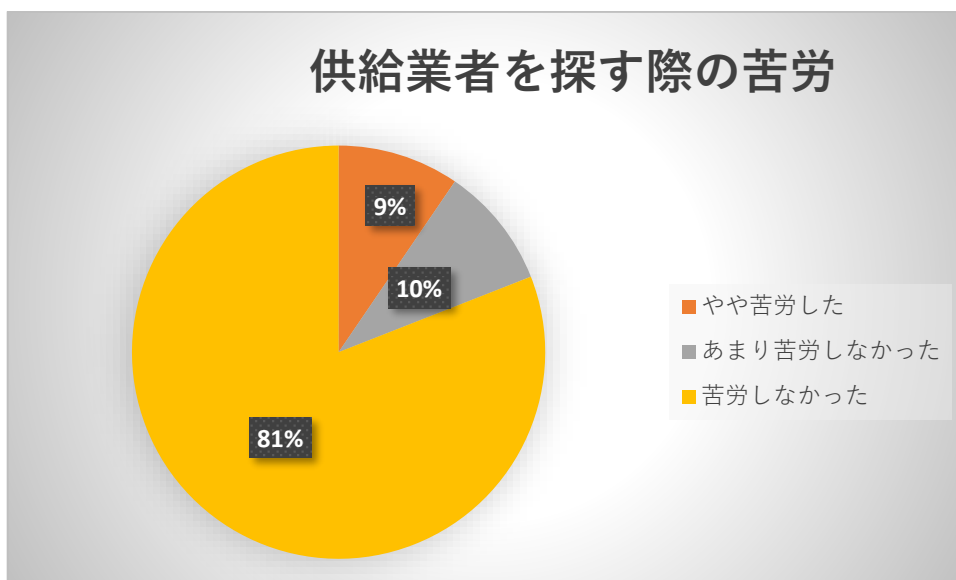
（比較していない理由）（回答3件）

- ・納期は問題ないため 1件(34%)
- ・価格高騰で調達優先とした 1件(33%)
- ・事前打合せを徹底し工期（納期）に間に合うように調整しているため 1件(33%)



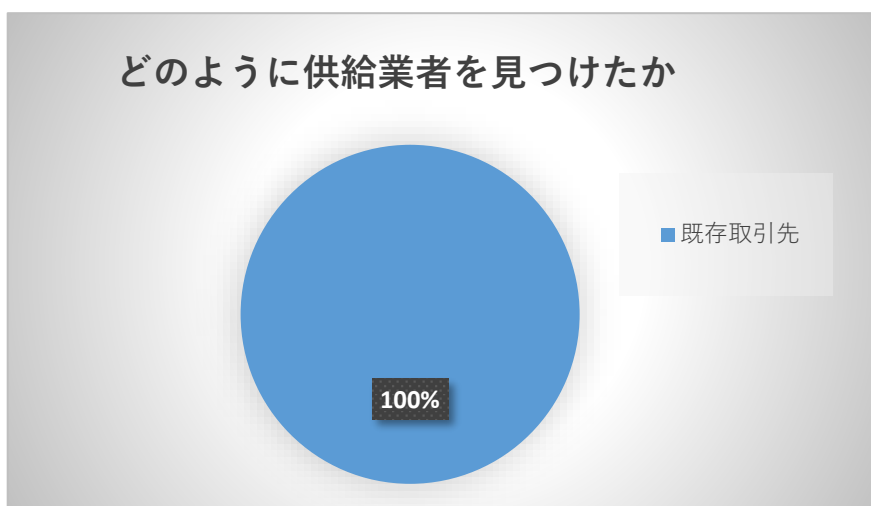
⑦ 供給業者を探す際の苦勞 (回答 21 件)

- ・ やや苦勞した 2 件 (9%)
- ・ あまり苦勞しなかった 2 件 (10%)
- ・ 苦勞しなかった 17 件 (81%)



⑧ どのように供給業者を見つけたか (回答 21 件)

- ・ 既存取引先 21 件 (100%)

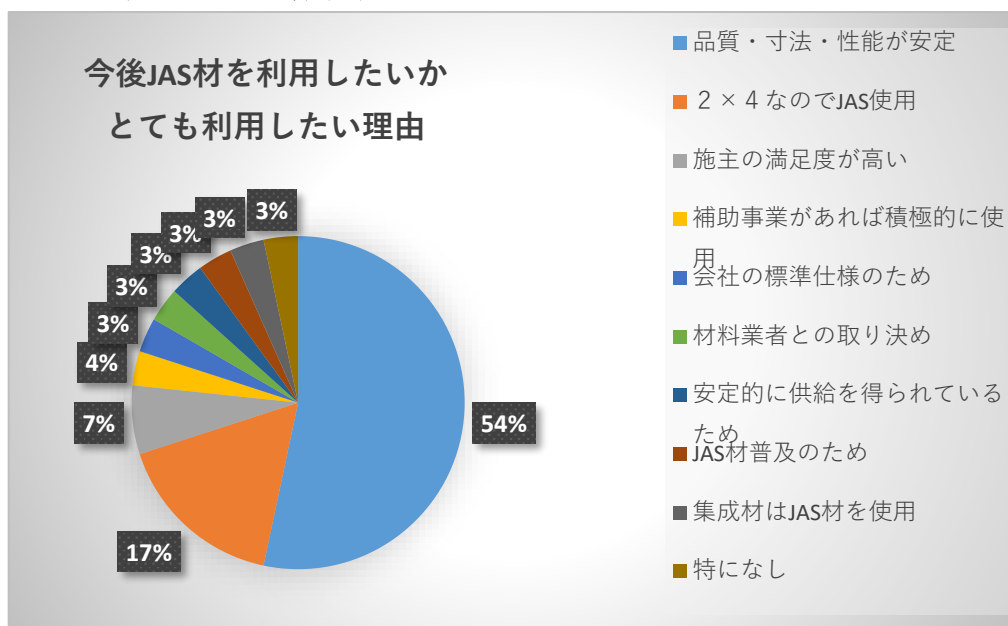


⑧今後 JAS 材を利用したいか。その理由 (34 件)

・とても利用したい 30 件

(利用したい理由) (回答 30 件)

- ・品質・寸法・性能が安定 16 件 (54%)
- ・2×4 なので JAS 使用 5 件 (17%)
- ・施主の満足度が高い 2 件 (7%)
- ・補助事業があれば積極的に使用 1 件 (4%)
- ・会社の標準仕様のため 1 件 (3%)
- ・材料業者との取り決め 1 件 (3%)
- ・安定的に供給を得られているため 1 件 (3%)
- ・JAS 材普及のため 1 件 (3%)
- ・集成材は JAS 材を使用 1 件 (3%)
- ・特になし 1 件 (3%)

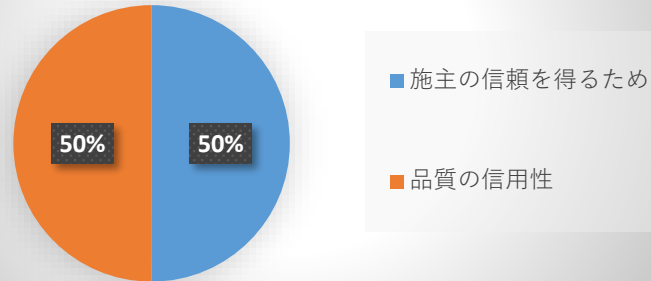


・やや利用したい 2 件

(やや利用したい理由)

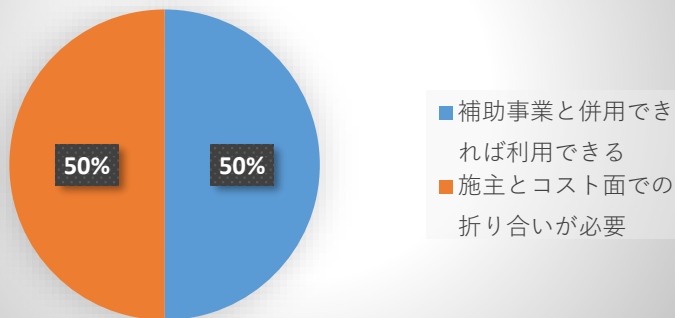
- ・施主の信頼性を得るため 1 件 (50%)
- ・品質の信用性 1 件 (50%)

今後JAS材を利用したいか やや利用したい理由



- ・ どちらともいえない 2件
(どちらともいえない理由)
 - ・ 補助事業と併用できれば利用できる 1件(50%)
 - ・ 施主とのコスト面での折り合いが必要なため 1件(50%)

今後JAS材を利用したいか どちらともいえない理由



【ウ CLT】

今回の事業実施において JAS 構造材と CLT の両方を助成対象として使用した事業が 2 件あり、それら 2 件の用途は事務所と郵便局であった。

事業実施にあたって、施主の要望、環境面への配慮から CLT を選択しており、有利になった点として先進性、環境面を掲げる一方で、不利になった点として 1 件が大幅なコスト上昇を掲げており、2 件とも CLT に対する補助事業の実施を期待している。

<物件 1 >

- 1 物件名・用途 株式会社江真コンサルティング事務所 (事務所)
- 2 物件所在 愛知県知多市
- 3 事業申請者 銘建工業株式会社 (岡山県真庭市)
- 4 施主 株式会社江真コンサルティング (愛知県知多市)
- 5 物件概要 地上 2 階、延べ床面積 140.41 m²
- 6 助成対象木材
構造用集成材 4.59 m³、CLT 33.57 m³ 計 38.16 m³
- 7 助成金額 4,759,000 円
- 8 報告書
 - (1) CLT を選択した理由 施主の強い要望
 - (2) 他の構造選択肢と比べて CLT が有利になった点 先進性
 - (3) 他の構造選択肢と比べて CLT が不利になった点 不利な点は特になし
 - (4) 構造設計で苦勞したか 苦勞しなかった
 - (5) 今後の CLT への期待や希望 通年、複数年度にまたがる補助事業の実施
 - (6) 工務店等の施工者が CLT に取り組みやすくなるためのアイデア・意見
標準的な資材の建て方資材の販売

<物件 2 >

- 1 物件名・用途 丸山郵便局 (事務所)
- 2 物件所在 千葉県南房総市
- 3 事業申請者 住友林業株式会社 (東京都千代田区大手町)
- 4 施主 丸山郵便局 (千葉県南房総市)
- 5 物件概要 地上 1 階、延べ床面積 132.00 m²
- 6 助成対象木材
構造用製材 (機械等級) 1.31 m³、構造用集成材 (中断面以上) 2.19 m³、
CLT 51.01 m³ 計 54.50 m³
- 7 助成金額 7,138,000 円

8 報告書

- (1) CLT を選択した理由 環境に配慮された材料であり、大スパンの屋根・庇を構成することが可能なため。
- (2) 他の構造選択肢と比べて CLT が有利になった点 環境面
- (3) 他の構造選択肢と比べて CLT が不利になった点 価格 同規模の軽量鉄骨造や在来木造に比べ大幅にコストが上昇した。
- (4) 構造設計で苦労したか やや苦労した CLT 造固有の仕様や特性・施工への配慮が必要だった。
- (5) 今後の CLT への期待や希望 CLT が普及し、価格が安くなり、多くの物件で使用されることに期待したい。
- (6) 工務店等の施工者が CLT に取り組みやすくなるためのアイデア・意見
CLT に対する補助金制度の充実。

【エ 内装材】

内装材は3件の事業実施があり、内装に木材を選択した理由、メリットとして、意匠の良さ、見た目など木の特質を活かした利用を掲げている一方で、デメリットとしてコスト、価格、納期の長さを掲げている。3件とも今後も内装木材の利用を希望しているものの、これら不利な点に対しても施主の理解、全体工程、部材の調達などでの対応が求められるものと考えられる。

①内装に木材を選択した理由

- ・意匠のため、見た目、木のぬくもり 3件

②木材利用のメリット

- イエス 2件

- ・意匠の良さ、デザイン性、木のぬくもり 2件

- ノー 1件

- ・これから感じていきたい 1件

③木材利用のデメリット

- ・イエス 2件

- ・ウッドショックの影響を受け価格の高騰と納期の延期 1件

- ・コスト面で割高 1件

- ・ノー 1件

④今後の内装木質化に対する希望や期待

- ・まずは補助金で価格面のハードルを下げ、最終的には国内での生産・

- 加工・流通の安定化・低価格化が進むことを期待 1件
- ・ウッドショックによる影響で合板価格が高騰しているの、助成金額のアップを期待 1件
- ・日本人であるので木の温もりのある家が増えるとうれしく思います 1件
- ⑤施工中の内装木質化に対する普及の取組
 - ・通行人に対して良いアピール 1件
 - ・メーカーに写真撮影してもらい普及を促している 1件
 - ・他のお客様にも見ていただいた1件
- ⑥供給業者を探すのに苦労したか
 - ・やや苦労した 1件
 - ・あまり苦労しなかった 1件
 - ・どちらともいえない 1件
- ⑦業者を見つけた方法
 - ・既存取引先 3件（うち2件は、それぞれ「その他インターネット」、「取引先からの紹介」を併記）
- ⑧内装木材と非木質系内装材の価格比較
 - ・内装木材の方が高い 2件（それぞれ、500%高い、40%高い）
 - ・比較していない（すでに決まっていたので比較していない） 1件
- ⑨内装木材と非木質系内装材の納期の比較
 - ・内装材木材の方が長い 1件（10日ほど長い）
 - ・変わらない 2件
- ⑩今後、他物件での内装木材の利用
 - とても利用したい 2件
 - ・価格・納期の折り合いが付けば積極的に採用したい。高い意匠性と機能性が最大の魅力
 - ・アパート系の商材はチープなものとな一般的に思われがちなので、良いものを安く提供できれば差別化につながると思う。
 - やや利用したい 1件
 - ・お客様が希望すればぜひ利用したい

(3) 実証報告の分析と改善方法

木質耐火部材の事業者の回答では、木造選択の優位として施工性、意匠性をあげる一方で課題として施主への説明での木造不安の解消、耐火性能をあげており、内装材

の事業者の回答においても木材のメリットとして意匠性、デザイン性をあげる一方、課題として価格の高騰、納期、コストなどを掲げている。

これに対して事業実施件数で太宗を占める JAS 構造材の事業者においては、42 件の回答者中 35 件(83%)で JAS 構造材利用のメリットがあると回答しており、メリットの理由として、性能が安心、安全性、品質の安定、基準が明確、施主へのアピール・信頼度などが掲げられている。同様に今後も JAS 材を利用したいかの問いには、34 件の回答中 30 件(88%)がとても利用したいと回答しており、やや利用したい 2 件と合わせると 32 件となり 34 件の 94%に達する。JAS 構造材の利用事業者においては、JAS 材利用のメリットや継続して JAS 材を利用する上での意識、実行体制などが既に確立されているものと考えられる。

一方でこのような認識を持つ JAS 構造材の事業者においても JAS 材と JAS 材以外とを比較した場合の JAS 材の価格高、JAS 材の納期の長さ、JAS 材に関わる供給業者を探す際の苦勞などが回答にあがっており、JAS 材の利用が全て満足のいくものとはなっていないことを伺わせている。

<参考1>様式

(様式1)
令和 年 月 日
都市木利用拡大宣言 登録申請書
一般社団法人全国木材組合連合会 会長 菅野 康則 殿
住所 : 会社名 : 代表者名 :
当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組むこととし、以下のとおり宣言します。
宣 言

具体的な目標
令和 年 月までに(3年後の目標)

上記の登録を申請します。 なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページで、当社の連絡先等が公開されることを了解します。

図 2.2.2-1 都市木利用拡大宣言登録申請書の様式 1

(様式1)

都市木利用拡大宣言事業者 登録申請書 (付表)

1. 基本情報 (必須)

事業者名	※		
代表者名			
住所	※	〒 -	
連絡先		TEL:	FAX:
		Mail:	

2-1. 都市木利用拡大供給事業者企業情報 □

※木材製品の生産・加工・流通業等に携わる方は上の口に✓を入れ、こちらにご記入ください。

担当者名または担当部署名	※		
連絡先	※	TEL:	FAX:
		E-Mail:	
業種 (選択)	※	<input type="checkbox"/> 製材業 <input type="checkbox"/> 木材市場業 <input type="checkbox"/> 流通業 <input type="checkbox"/> プレカット業 <input type="checkbox"/> その他 ()	
主に取り扱っている都市木材 需要拡大事業関連木材製品等 (複数選択可)	※	<input type="checkbox"/> 木質耐火部材(耐火部材の種類:) <input type="checkbox"/> 機械等級区分構造用製材(JAS) <input type="checkbox"/> 枠組壁工法構造用製材(JAS) <input type="checkbox"/> 構造用集成材(JAS) <input type="checkbox"/> L V L (JAS) <input type="checkbox"/> C L T (JAS) <input type="checkbox"/> 内装材 <input type="checkbox"/> 木製窓(サッシ)	
対応樹種	※		
対応可能地域(県名)注2	※		
合法木材供給事業者	※	登録No	
CW法の登録木材関連事業者	※	登録No	
森林認証制度 CoC 認定取得者	※	登録No	
その他PR	※		

2-2. 都市木利用拡大利用事業者企業情報 □

※木材製品を利用し、建築、内装等に携わる方は上の口に✓を入れ、こちらにご記入ください。

担当者名または担当部署名	※		
連絡先	※	TEL:	FAX:
		E-mail:	
業種 (選択)	※	<input type="checkbox"/> 建築物発注者 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> その他 ()	
主に利用する都市木材需要拡 大事業関連木材製品等 (複数 選択可)	※	<input type="checkbox"/> 木質耐火部材(耐火部材の種類:) <input type="checkbox"/> 機械等級区分構造用製材(JAS) <input type="checkbox"/> 枠組壁工法構造用製材(JAS) <input type="checkbox"/> 構造用集成材(JAS) <input type="checkbox"/> L V L (JAS) <input type="checkbox"/> C L T (JAS) <input type="checkbox"/> 内装材 <input type="checkbox"/> 木製窓(サッシ)	

図 2.2.2-2 都市木利用拡大宣言登録申請書の様式 2

(様式1)

対応可能地域 (県単位)	※	
CW 法の登録木材関連事業者	※	登録 No
森林認証制度 CoC 認定取得者	※	登録 No
その他 PR	※	

(注1) ※印の項目については本事業のホームページに掲載します。

(注2) 対応可能地域は県名を記入していただくか、全国と記載して下さい。

図 2.2.2-3 都市木利用拡大宣言登録申請書の様式 3

(宣言様式2)

誓約書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

私は、「都市木利用拡大宣言事業者」の申請にあたり、下記のとおり誓約します。

令和 年 月 日

【申請者】

住所：

会社名等：

代表者名：

印

記

1. 私（法人又は団体を含む。以下同じ。）は、都市部を中心とした木材利用拡大宣言事業者の登録に係る要領（以下「要領」という。）に規定する資格要件を満たし、都市部を中心とした木材利用の拡大に努めます。
2. 私は、以下に示す者ではありません。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年 法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同 条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしている。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
3. 私が登録申請書に記載した内容及び上記の誓約内容については偽りありません。

図 2.2.2-4 誓約書

(様式3)

令和 年 月 日

都市木利用拡大宣言

登録年月日：令和 年 月 日

宣言事業者 No：

住所：

会社名：

代表者名：

当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組むこととし、以下のとおり宣言します。

宣言

具体的な目標

令和 年 月までに(3年後の目標)

図 2.2.2-5 拡大宣言 (宣言事業者自社掲示用)

(様式1)

令和 年 月 日

都市木利用拡大宣言 登録申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

住所 : _____
会社名 : _____
代表者名 : _____

当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組むこととし、以下のとおり宣言します。

宣言

具体的な目標

令和 年 月までに(3年後の目標)

上記の登録を申請します。
なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページで、当社の連絡先等が公開されることを了解します。

1. 宣言事業申請書

◇ 宣言文について

都市部や非住宅分野において木材利用を拡大することがイメージできるキャッチコピーを作成してください。

- 例1 (工務店の場合)
 - 「耐火・準耐火の木造建築の施工倍増！」(木質耐火部材等の例)
 - 「JAS 構造材で都市の木造化推進！」(JAS 構造材の例)
 - 「木に包まれた快適空間の創造！」(内装材の例)
 - 「木の窓一番！」(木製サッシの例)
- 例2 (設計・デザイン事務所の場合)
 - 「技術で拓く木造耐火建築！」(木質耐火部材等の例)
 - 「JAS 構造材で信頼の建築を支えます！」(JAS 構造材の例)
 - 「木のぬくもりを感じる空間づくりはお任せください！」(内装材の例)
 - 「木の窓で開く新しい未来！」(木製サッシの例)
- 例3 (製材工場の場合)
 - 「大断面の製材なら〇〇製材(株)！」(木質耐火部材等の例)
 - 「無垢内装材のことならおまかせください！」(内装材の例)
- 例4 (木材流通業者の場合)
 - 「準耐火木造建築の資材のことなら△△木材商店！」(木質耐火部材等の例)
 - 「内装用の木材なら何でもそろえます！」(内装材の例)
- 例5 (発注者の場合)
 - 「準耐火木造建築を推進します！」(木質耐火部材等の例)

◇ 目標について

登録後3年程度の期間で達成する具体的な数値目標を明記してください。

- 例1: 木造準耐火建築物を6棟建設します。
- 例2: JAS 構造材の年間使用量を30%アップします。
- 例3: 年間5棟以上の内装木質化に取り組みます。
- 例4: 木製サッシを年3件以上施工します。
- 例5: JAS 製品の供給を15%アップします。
- 例6: 内装材生産量、年間〇〇にチャレンジします。
- 例7: 木造ビルを3棟以上発注します。

図 2.2.2-6 都市木利用拡大宣言登録申請書の記入例①

(様式1)

都市木利用拡大宣言事業者 登録申請書 (付表)

1. 基本情報 (必須)

事業者名 ※ _____

代表者名 _____

住所 ※ 〒 _____

連絡先 TEL: _____ FAX: _____
Mail: _____

2-1. 都市木利用拡大供給事業者企業情報 □

※木材製品の生産・加工・流通業等に携わる方は上の□に✓を入れ、こちらにご記入ください。

担当者名または担当部署名 ※ _____

連絡先 TEL: _____ FAX: _____
E-Mail: _____

業種 (選択) ※ 製材業 木材市場業 流通業 プレカット業
その他 ()

主に取り扱っている都市木材需要拡大事業関連木材製品等 (複数選択可) ※ 木質耐火部材(耐火部材の種類:)
機械等組立分構造用製材(JAS) 枠組壁工法構造用製材(JAS)
構造用集成材(JAS) LVL(JAS) CLT(JAS)
内装材 木製窓(サッシ)

対応樹種 _____

対応可能地域(県名)注2 ※ _____

合法木材供給事業者 ※ 登録No _____

CW法の登録木材関連事業者 ※ 登録No _____

森林認証制度 CoC 認定取得者 ※ 登録No _____

その他 PR _____

2-2. 都市木利用拡大利用事業者企業情報 □

※木材製品を利用し、建築、内装等に携わる方は上の□に✓を入れ、こちらにご記入ください。

担当者名または担当部署名 ※ _____

連絡先 TEL: _____ FAX: _____
E-Mail: _____

業種 (選択) ※ 建築物発注者 設計者 施工者
その他 ()

主に利用する都市木材需要拡大事業関連木材製品等 (複数選択可) ※ 木質耐火部材(耐火部材の種類:)
機械等組立分構造用製材(JAS) 枠組壁工法構造用製材(JAS)
構造用集成材(JAS) LVL(JAS) CLT(JAS)
内装材 木製窓(サッシ)

2. 付表

申請する事業者の企業情報を明記してください。

◇ 基本情報は必ず明記してください。

「事業者名」
「代表者名」
「住所 (郵便番号を含む)」
「連絡先電話番号・FAX 番号・メールアドレス」

◇ 申請する事業者の事業の業態で記載欄が異なります。

木材製品を生産(製材等)、加工(プレカット等)、流通(木材市場、問屋、小売等)する事業に携わっている場合は、2-1の「都市木利用拡大供給事業者企業情報」の記載項目に必要な事項を記入してください。

木材製品を利用する事業(建築物の発注、建築設計、施工等)の場合は、2-2の「都市木利用拡大利用事業者企業情報」の記載項目に必要な事項を記入してください。

事業が両方に当てはまる場合は、両方の企業情報の□に☑を入れ、2-1の記載事項を埋めていただき、2-2の業種欄の該当する項目に☑を入れてください。

図 2.2.2-7 都市木利用拡大宣言登録申請書の記入例②

(様式1)	
CF法の登録木材関連事業者 ※	登録No
森林認証制度 CoC 認定取得者 ※	登録No
その他PR ※	

(注1) ※印の項目については本事業のホームページに掲載します。

(注2) 対応可能地域は県名を記入していただくか、全国と記載して下さい。

図 2. 2. 2-8 都市木利用拡大宣言登録申請書の記入例③

(様式3)

令和 年 月 日

都市木利用拡大宣言

登録年月日：令和 年 月 日

宣言事業者No：

住所：

会社名：

代表者名：

当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組むこととし、以下のとおり宣言します。

宣 言

具体的な目標

令和 年 月までに(3年後の目標)

◇登録の通知が届いたら、宣言事業者番号、宣言内容、目標を記入し、自社のホームページに掲載、又は印刷して事務所に掲示してください。

図 2. 2. 2-9 拡大宣言（宣言事業者自社掲示用）の記入例③

＜参考2＞現地調査報告書の写真等（抜粋）

全木連が行った現地調査報告書からの写真等の抜粋を示す。

No. 1

調査日時	令和4年1月6日(木) 12:45 - 14:00		
申請者	住友林業 株式会社		
名称	丸山郵便局 (A312-002)		
所在地	千葉県南房総市加茂字山詰 2695 番 3 の一部		
用途	事務所		
階数	地上	1 階	床面積 132.00 m ²
使用 JAS 構造材	機械等級区分構造用製材、構造用集成材（中断面以上）、構造用単板積層材（LVL）、直交集成板（CLT）		
総木材	55.2478 m ³	内国産材	52.3109 m ³
JAS 構造材	54.5002 m ³	内国産材	52.3109 m ³



Google 地図における南房総市加茂字山詰
2695 番 3 の一部

建築基準法による確認済		建設業の許可票	
確認年月日番号	工事種 安房土木事務所 3.8.31	商号又は名称	住友林業株式会社
確認済証交付者	千葉県知事 熊谷 俊人	代表者の氏名	代表取締役 光吉 敬郎
建築主又は築造主氏名	日本郵便株式会社	監督/主任技術者の氏名	専任 柳沢 政雄 専任
設計者氏名	日本郵政株式会社	資格名	資格者証交付番号 一級建築施工管理技士 第8006301056号
工事監理者氏名	日本郵政株式会社	一般建設業又は特定建設業の別	特定建設業
工事施工者氏名	住友林業株式会社 住宅・建築事業本部 建築市場開発部長 野田 浩	許可を受けた建設業	建築工事業
工事現場管理者氏名	住友林業株式会社 住宅・建築事業本部 建築市場開発部長 柳沢 政雄	許可番号	国土交通大臣許可(特-2)第423号
建築確認に係るその他の事項		許可年月日	令和2年6月10日
労災保険関係成立票		担当者氏名	
保険関係成立年月日	2021年8月28日	工事担当者氏名	柳沢 政雄
労働保険番号	13101611256-000	営業担当者氏名	東原 大
事業の期間	令和3年8月28日から 令和4年2月28日まで	木造建築物の組立て等 作業主任者	
事業主の住所氏名	東京都千代田区大塚1丁目3番2号 住友林業株式会社 代表取締役 光吉 敬郎	足場の組立て等 作業主任者	
注文者の氏名	日本郵便株式会社	大工氏名	
事業主代理人の氏名	住友林業株式会社 住宅・建築事業本部 戸田 亮己		

建築基準法による確認済表示板
建設業の許可票等



外観（エントランス）



外観（側面）



X6×Y4-6通 土台、梁：機械等級製材からJAS構造用集成材（中断面）に変更



X6×Y1-5通 土台 D1：JAS構造用集成材（中断面）ベイマツに変更



X6×Y4-5通 桁 G12：JAS構造用集成材（中断面）ベイマツに変更

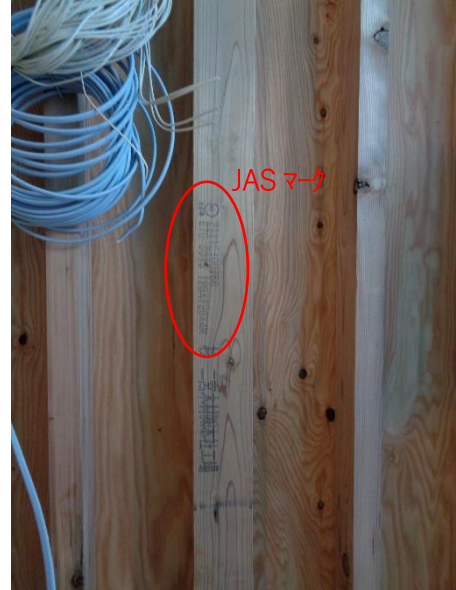


X6×Y5-6通 桁 G13：JAS集成材（中）
X5-6×Y6通 桁 G6：機械等級製材→

JAS 構造用集成材 (中断面) ベイマツ



X5×Y5~6 通 壁 8 : CLT 5層 5プライ 杉
X5×Y6 通 柱 C2 : JAS 集成材 (中) ~変更



X5~6×Y6 通 柱 C1 : JAS 機械等級製材



X5×Y5~6 通
壁 No.8 : CLT 5層 5プライ 杉



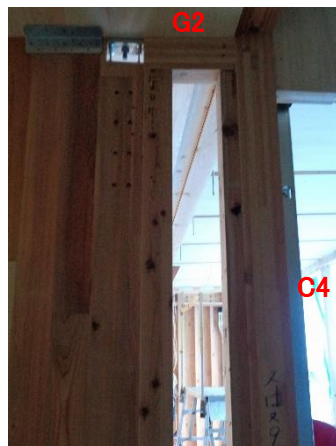
X4~5×Y6 通 外壁 : CLT 5層 5プライ 杉
No.9 耐力壁のみ、No.16 は軸組壁に変更



X5×Y3~6 通 梁 G15 : JAS 構造用集成材
(中断面) 屋根 : CLT 5層7プライ 杉+桧



X5~3×Y3~4 通 壁 : CLT 3層3プライ 杉
屋根 : CLT 5層7プライ 杉+桧



X4~5×Y3 通 梁 G2:LVL→JAS 構造用集成材
(中断面)、柱 C4 : 機械→JAS 集成材(中)



X5×Y3 通 柱 C4 : JAS 構造用集成材
(中断面) ベイマツに変更



X4~2×Y4~3 通 梁 G2 : LVL→JAS 構造用集
成材(中断面)、柱 C3 : JAS 機械等級製材



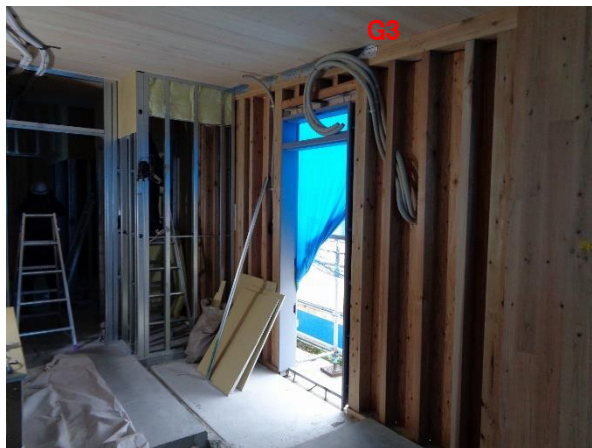
X4×Y4~3 通
壁 No.1 : CLT 3層3プライ 杉



X4~3×Y4~3 通 土台 D2、3：機械等級
→集成材（小断面）に変更で助成対象外



X2×Y4 通 柱 C3：JAS 機械等級構造用製材



X2~5×Y1 通 梁 G3、土台 D1： 機械等級
→ JAS 構造用集成材（中断面）に変更



X1×Y1~4 通 梁 G11、土台 D1： 機械等級
→ JAS 構造用集成材（中断面）に変更



X1~2×Y5~4 通 外壁：CLT 5層5プライ 杉
梁 G2、G11、土台：JAS 構造用集成材



X1~2×Y5~6 外壁：CLT 5層5プライ 杉
屋根：CLT 5層7プライ 杉+桧



X5~2×Y6 通 梁 G5、土台 D1： 機械等級
→ JAS 構造用集成材（中断面）に変更



X5~2×Y4~6 通
屋根：CLT 5層7プライ 杉+桧



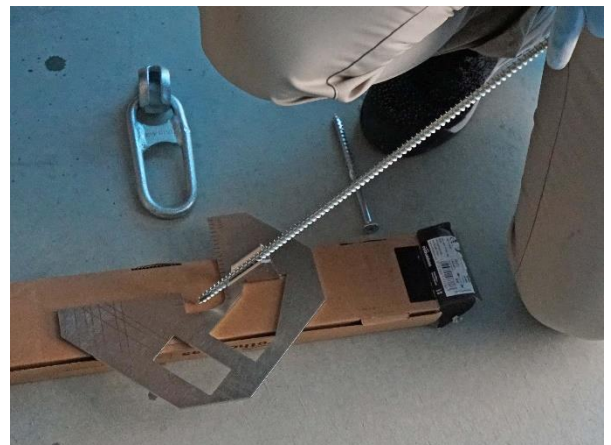
X2×Y5~6 通 壁 No.3、13：
CLT 3層3プライ 杉 引張、せん断金物



X4~5×Y5~6 通 壁 No.8、9：
CLT 5層5プライ 杉 [上部] 引張金物



X1~2×Y4 通 壁 No.5： CLT 3層3プライ
杉 [下部] 引張、せん断金物



CLT 金物 ビス長 290mm
ロト ブラース製（イタリア）



X6×Y1~6 軒天井あらわし 屋根： CLT
5層7プライ 杉+桧 せん断金物



軒先あらわし (水切り彫り込み)
屋根版： CLT 5層7プライ 杉+桧



破風あらわし (Y1 通り側)
屋根： CLT 5層7プライ 杉+桧



屋根2段(Y1 通り側)：
CLT 5層7プライ 杉+桧



内観
エントランスよりロビー、事務室を見る



内観
事務室よりロビー、エントランスを見る



内観
ATM コーナーよりロビー、事務室を見る



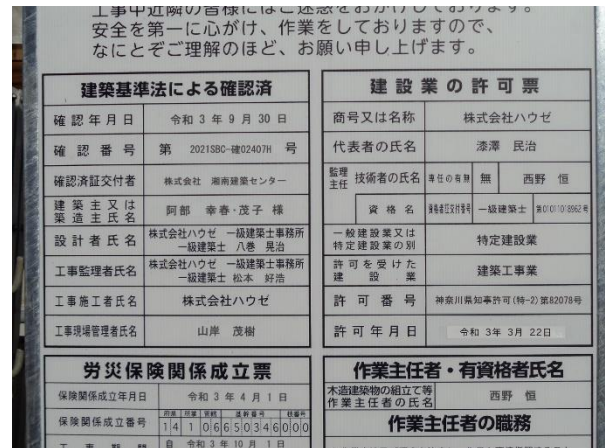
外観 正面

No. 2

調査日時	令和4年1月20日(木) 9:45-11:15		
申請者	株式会社 ハウゼ		
名称	奈良1丁目PJ (A313-024)		
所在地	神奈川県横浜市青葉区奈良1丁目17番8、18		
用途	共同住宅		
階数	地上 2階	床面積	308.54 m ²
使用 JAS 構造材	枠組壁工法構造用製材 (枠組壁工法構造用たて継ぎ材を含む)、構造用集成材 (中断面以上)、構造用単板積層材 (LVL)		
総木材	59.6173 m ³	内国産材	0 m ³
JAS 構造材	41.1924 m ³	内国産材	0 m ³



Google 地図における
横浜市青葉区奈良1丁目17番8、18



建築基準法による確認済表示板
建設業の許可票等



外観（南東面）



外観（南西面）



X7~8×Y9~10 通 1階 土台：JAS 目視等級
構造用製材 ベイツガ（対象外）



X7~8×Y9 通 1階 土台： JAS 目視等級
構造用製材 ベイツガ（対象外）



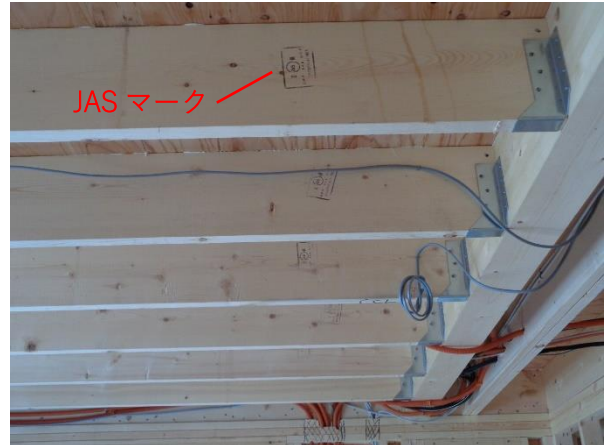
X6~9×Y5~8 通 1階 縦枠・上下枠・根太
JAS 枠組壁工法構造用製材 SPF



X8~9×Y5~8 通 1階 縦枠 204
JAS 枠組壁工法構造用製材 SPF



X0~5×Y6~11 通 1階 縦枠・上下枠・根太
JAS 枠組壁工法構造用製材 SPF



X1~3×Y4~7 通 2階床根太 210
JAS 枠組壁工法構造用製材 SPF



X1~5×Y5~9 通 1階 縦枠・上下枠・根太
JAS 枠組壁工法構造用製材 SPF



X0~5×Y7 通 2階床梁： JAS 構造用
集成材 610 (中断面) スプルース



X14~18×Y6~10 通 1階 縦枠・上下枠・



X14~15×Y7~9 通 1階 縦枠 204 :

根太 JAS 枠組壁工法構造用製材 SPF

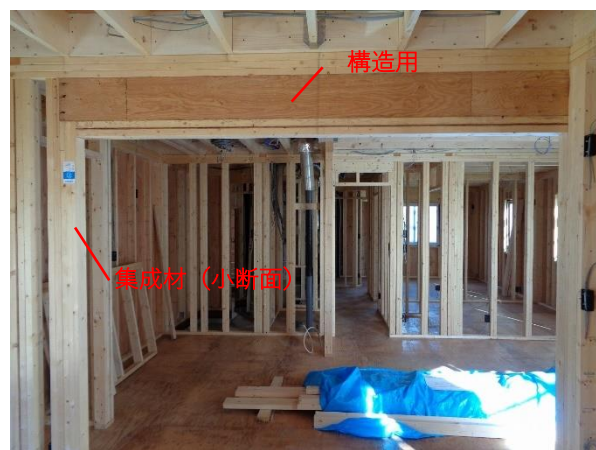


X14~18×Y9~14 通 1階 縦枠・上下枠・根太 JAS 枠組壁工法構造用製材 SPF

JAS 枠組壁工法構造用製材 SPF



X15~18×Y12~13 通 2階床根太 210 JAS 枠組壁工法構造用製材 SPF



X11~15×Y2~7 通 1階 縦枠・上下枠・根太 JAS 枠組壁工法構造用製材、梁:構造用 LVL



X12~15×Y3 通 梁: JAS 構造用 LVL(140E) 410、柱: JAS 構造用集成材 (小断面)



X11~14×Y1~7 通 1階 縦枠・上下枠・根太
JAS 枠組壁工法構造用製材、梁:構造用集成材



X13~14×Y3~7 通 2階床梁: JAS 構造用
集成材 410 (中断面) スプルース



X9~11×Y9~13 通 2階床根太: JAS 枠組壁
工法構造用製材、梁: JAS 構造用 LVL

X10×Y8~12 通 2階床梁: JAS 構造用
LVL (140E) 406



X13~18×Y5~9 通 2階 縦枠・上下枠・天井
根太: JAS 枠組壁工法構造用製材
小屋梁: JAS 構造用集成材 (中断面)

X13~18×Y6~7 2階 縦枠 204: JAS 枠組壁
工法構造用製材 SPF、小屋梁:JAS 構造用
集成材(中断面) 410 スプルース



X14~18×Y3~7 通 2階 縦枠・上下枠・天井根太： JAS 枠組壁工法構造用製材



X18×Y4~5 通 2階 下枠 204： JAS 枠組壁工法構造用製材 SPF



X13~18×Y12~14 通 2階 縦枠・上下枠・天井根太・垂木： JAS 枠組壁工法構造用製材



X15~17×Y13~14 通 2階 垂木 206： JAS 枠組壁工法構造用製材 SPF



X2~5×Y4~6 通 2階 天井根太・垂木・縦枠：



X0~5×Y6 通 2階 天井根太： JAS

JAS 枠組壁工法構造用製材

梁：JAS 構造用集成材 410(中断面)スプルース



X3~8×Y5~9 2階 縦枠・上下枠・天井根太：
JAS 枠組壁工法構造用製材

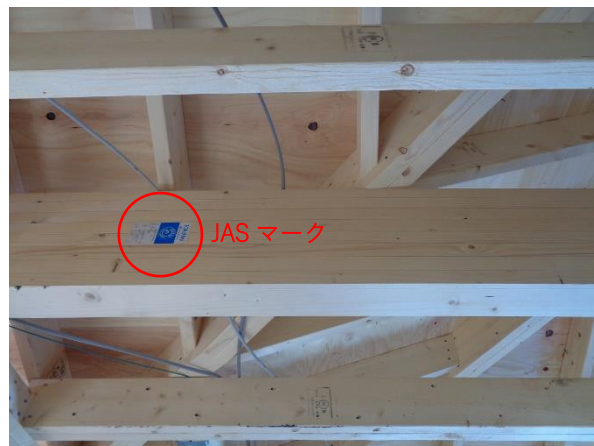
枠組壁工法構造用製材 210 SPF



X4~5×Y7~9 2階 縦枠・上下枠： JAS
枠組壁工法構造用製材 SPF 204



X0~5×Y4~8 2階 縦枠・上下枠・天井根太・
垂木：JAS 枠組壁工法構造用製材、小屋梁・
まぐさ：JAS 構造用集成材（中断面）



X0~5×Y6 2階 小屋梁： JAS 構造用
集成材（中断面）412 スプルース



X5~7×Y6~9 2階 上桢・天井根太・垂木：
JAS 桢組壁工法構造用製材 SPF



X5~8×Y7~8 2階 天井根太・垂木：
JAS 桢組壁工法構造用製材 204、208 SPF



X1~5×Y9~13 2階 上桢・天井根太・垂木：JAS 桢組壁工法
構造用製材 SPF、小屋梁：JAS 構造用集成材 410（中断面）



X0~18×Y12~13 2階 小屋梁：
JAS 構造用集成材 410（中断面）スプルース



X0~2×Y4~13 2階 上下桢・天井根太・垂木：
JAS 桢組壁工法構造用製材 SPF



X0~1×Y10~12 2階 上桢・垂木：
JAS 桢組壁工法構造用製材 206 SPF

No. 3

調査日時	令和4年12月13日(火) 10:00-11:00		
申請者	株式会社アールシーコア		
名称	学校法人北村文化学園 神大寺幼稚園 附属施設新築工事 (A313-105)		
所在地	神奈川県横浜市神奈川区神大寺2丁目726番1の一部		
用途	幼稚園 (附属施設 (集会室))		
階数	地上 1階	床面積	211.20 m ²
使用 JAS 構造材	桝組壁工法構造用製材 (桝組壁工法構造用たて継ぎ材を含む)、構造用集成材 (中断面以上)、構造用単板積層材 (LVL)		
総木材	24.8684 m ³	内国産材	24.8684 m ³
JAS 構造材	24.8684 m ³	内国産材	24.8684 m ³



実際の所在地近辺



Google 地図における
横浜市神奈川区神大寺2丁目神大寺幼稚園付近



建築基準法による確認済表示板
建設業の許可票等



外観



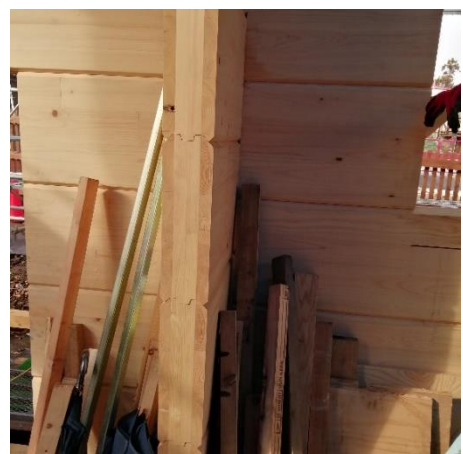
外観



床下 方杖で補強された独立基礎



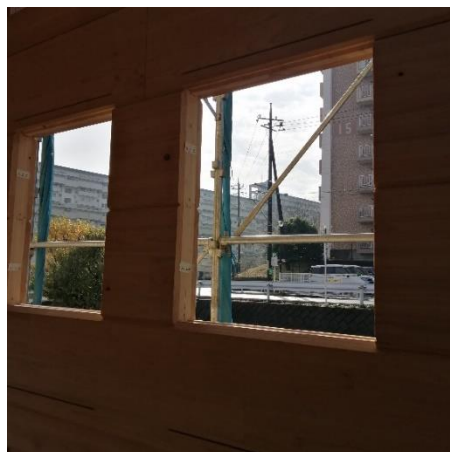
X1~2×Y5 通 CLT ログ壁と CLT 梁
たる木と柱は助成対象外



X2×Y2 通 CLT ログ ヒノキ
Mx90-3-4 (厚さ 120 mm、高さ 400 mm)



CLT ログを連結する鋼製ダボ



X2~3×Y1 通 開口部 CLT ログ ヒノキ
Mx90-3-4 (厚さ 120 mm、高さ 400 mm)



X2~3×Y2 通 CLT ログ ヒノキ
Mx90-3-4 (厚さ 120 mm、高さ 400 mm)



X2×Y2 通 CLT ログ ヒノキ
Mx90-3-4 (厚さ 120 mm、高さ 400 mm)



X2~3×Y4 通 CLT ログ ヒノキ
Mx90-3-4 (厚さ 120 mm、高さ 400 mm)



X2~3×Y2~3 通 CLT ログ ヒノキ
Mx90-3-4 (厚さ 120 mm、高さ 400 mm)



X3×Y3~4 通 CLT ログ ヒノキ
 集成材は助成対象外



X2×Y3~4 通 CLT ログ ヒノキ
 Mx90-3-4 (厚さ 120 mm、高さ 400 mm)



X2×Y4~5 通 CLT ログ ヒノキ
 Mx90-3-4 (厚さ 120 mm、高さ 400 mm)



X3×Y4~5 通 CLT ログ ヒノキ
 Mx90-3-4 (厚さ 120 mm、高さ 400 mm)



X2~3×Y4~5 通 開口部は後から切削によっ
 て拡張したり、ログを付けたして施工する。



運搬と施工上の都合により、CLT ログは短くカ
 ット。写真はたて継ぎ部分